

平成29年8月18日

於 教育委員会室

平成29年8月

大和市教育委員会定例会

大和市教育委員会

平成29年8月大和市教育委員会定例会

○平成29年8月18日（金曜日）

○出席委員（5名）

1番	教育長職務代理者	青 蔭 文 雄
2番	委 員	石 川 創 一
3番	委 員	鈴 木 勝 雄
4番	委 員	小 松 俊 子
5番	教 育 長	柿 本 隆 夫

○事務局出席者

教 育 部 長	山 崎 晋 平	こども部長	齋 藤 園 子
文化スポーツ 部 長	小 川 幹 郎	教育総務課長	大 下 等
学校教育課長	土佐野 睦	保健給食課長	齋 藤 信 行
指 導 室 長	藤 井 明	教育研究所長	竹 中 崇
青 少 年 相 談 室 長	中 村 真由美	こども・ 青少年課長	遠 藤 隆 久
文化振興課長	樋 田 久美子	図書・学び 交 流 課 長	前 嶋 清
スポーツ課長	鈴 木 雅 和		

○書 記

教育総務課 政策調整 担当係長	河 村 章 太	教育総務課 政策調整 担当主査	藤 田 和 宏
-----------------------	---------	-----------------------	---------

○日 程

- 1 開 会
- 2 会議時間の決定
- 3 前会会議録の承認
- 4 会議録署名委員の決定
- 5 教育長の報告
- 6 議 事

日程第1（議案第36号）大和市生涯学習センター条例の一部を改正する条例
について

日程第2（議案第37号）大和市立図書館条例の一部を改正する条例について

日程第3（議案第38号）大和市個人情報保護条例第13条に定める目的外の
提供及び本人通知の省略について

日程第4（議案第39号）大和市個人情報保護条例第8条に定める本人以外か

- らの収集及び本人通知の省略について
- 日程第5（議案第40号）平成29年度教育費補正予算案について
- 日程第6（議案第41号）平成28年度大和市教育費決算について
- 日程第7（議案第42号）教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び
評価について

- 7 そ の 他
- 8 閉 会

開会 午前10時00分

○柿 本 ただいまから教育委員会8月定例会を開会いたします。会議時間は午後
教育長 3時までとします。

前回の会議録は署名委員の署名をもって承認されました。

今回の署名委員は、1番青蔭委員、2番石川委員にお願いいたします。

続きまして、教育長からの報告をさせていただきます。

初めに、前月定例会以降の動きについてご報告します。

7月28日には、林間小学校の2年生、升吏斗哉くんがバドミントンの大会で県優勝を果たし、全国大会出場の前に、市長への表敬訪問に訪れてくれました。まだ2年生ですが、受け答えも自分の考えをしっかりと述べていて、将来有望な選手でございました。

29日には、神奈川大和阿波おどり第41回大会の開会式に参加させていただきました。昨年、40周年を迎えたわけですが、今年は阿波おどりの本場、徳島市の遠藤市長からもお祝いのメッセージが届き、新たな一步にふさわしいスタートでした。29日は、残念ながら途中から雨で中止となってしまいましたが、次の日は天候にも恵まれ、多くの市民に楽しんでいただけたと思います。

31日には、神奈川県市町村教育長会の幹事会が開催され、出席いたしました。

8月1日には、部活動の壮行会を市役所ロビーで行いました。今年は団体での出場はございませんでしたが、4競技9人の子どもたちが全国大会、関東大会への出場を果たしてくれました。中でも、大和中学校の岡村くんが陸上100メートルで県優勝して、全国へこまを進めてくれました。これからの活躍が楽しみです。また、同じく陸上100メートルで県2位になった南林間中のアルバレス・モレ・ティアラさんが、選手を代表して堂々と感謝と決意の言葉を述べていたのが、印象に残りました。

3日には、生涯学習振興補助金選考会が行われました。今年度は2団体からの応募がございました。

4日には、町田で行われておりました武相華道展を今年ものぞかせていただきました。

5日には、イングリッシュデイを開催し、市内から90名近い5・6年生が参加してくれました。2回目となる今年は、ポスターセッションを取り入れ、聞く時間もしっかりと確保をしました。また、ゲームの時間では、学校を超えたそれぞれのグループで、例年にも増して積極的に英語を使いながら、楽しめたと思います。

6日には、「大和・生と死を考える会」の講演会に参加させていただきました。

7日には、SBAジュニアカンパニー夏季公演、バレエを鑑賞させていただきました。

17日には、教育研究所主催の研究発表会と教育講演会を開催いたしました。研究発表は、理科教育、情報教育に関する発表でした。また、教育講演会では、生活の中にある科学技術をテーマに、横浜国立大学の平島由美子教授にさまざまな実験をもとに、お話をさせていただきました。

次に、次月定例会までの予定をお伝えします。

19日には、夏のおもしろ科学館を予定しております。今年も多くの子どもたちに参加してもらい、科学のおもしろさを体験してほしいと思います。

21日には、学校給食調理従事者研修会を開催いたします。

26日には、大和市防災フェスタが予定されております。今年は、大野原小学校が会場となります。昨年は雨のために途中で中止になってしまったのが残念でした。防災・減災を少しでも考えるきっかけになればと思います。教育部も参加いたします。

27日には、中学校対抗陸上競技選手権大会が、9月3日には、大和市少年学童軟式野球大会、18日には、太極拳フェスティバルがそれぞれ予定されており、開会式に参加させていただきます。

16日と23日には、市内小中学校で運動会が予定されております。夏休みが終わったらすぐに運動会の練習が始まるわけですが、今年は小中学校とも、校長会の決定として、組立体操を自粛してのプログラムとなります。安全への配慮を優先としながらも、それぞれの学校で工夫のある演技や種目を見せてくれることと、楽しみにしております。

市議会第3回定例会の日程ですが、8月30日に始まり、9月26日までの会期でございます。文教市民経済委員会は9月4日、一般質問は19日から21日までの3日間となっております。

私からの報告は、以上です。

ただいまの報告に関しまして、質疑または補足等がございましたら、委員の皆様からお願いいたします。いかがでしょうか。

○石川委員 8月5日のイングリッシュデイについてです。午後の部に行ったのですが、多くの子どもたちと保護者が来ていて、とても楽しい雰囲気で行われていました。実際にお母さん方に聞いてみたところ、「初めての参加ですけども、とても楽しくて、来年もぜひやっていただきたい」というようなお話をされていました。

子どもたちは、最初はもじもじとしていたのですけれども、後半のゲームですと、それぞれが役割を与えられて、積極的に話をするというような状況がありました。耳で聞いたり話したりということが、会話などの上達につながるんだろうと思いますし、そういうチャンス子どもたちに与えられるということは、とても良いことかなというような気がしました。

以上です。

○小松委員 私もイングリッシュデイに出席させていただきました。最初は子どもたちの表情もかたくて、「質問はありますか」と言われても、何も答えられないような状況でしたが、後半のゲームに入ったときには、大学生のボランティアさんが非常によいリードをしていました。大学生ボランティアさんがリーダーとなって、いろいろなグループを回ってゲームに参加していくのですが、いろんなタイプのリーダーがいらっしゃいましたけれども、非常にうまくグループを盛り上げてくれて、子どもたちの表情もやらかくなり、最後には笑顔で参加している様子がとても印象的でした。保護者の皆さんも付き添いでいらっしゃってました。参加はできないですけれども、近くに行って子供たちの様子を見たり、それぞれブースを回るころでは、一緒に話を聞いたりというような姿が見られ、英語の授業が始まっている中で、保護者の関心度も高いし、来年以降も続けていくといいのではないかなというように感じました。

以上です。

○鈴木委員 私もイングリッシュデイの感想です。やはり最初は緊張したせいもありますけれども、だんだんコミュニケーションがとれてくると、すごく和気あいあい、よかったですと思います。場所的には保健福祉センターでされましたけれども、来年はシリウスなどでやることも検討していただけたらと思います。

○柿本教育長 ありがとうございます。

ほかによろしいですか。

ほかにはないようでしたら、ただいまの報告に対する質疑を終了させていただきます。

◎議 事

○柿本教育長 それでは、議事に入ります。

日程第1（議案第36号）「大和市生涯学習センター条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

細部説明を求めます。前嶋図書・学び交流課長。

○前 嶋
 書・学び
 交流課長

本案件につきましては、6月教育委員会定例会におきまして、大和市社会教育委員会議への諮問をご審議いただいたところでございます。

本議案の条例案につきましては、7月10日に開催されました社会教育委員会議において諮問をいたしまして、2ページ目にありますとおり、同日、社会教育委員会議より適当である旨の答申をいただきましたことから、平成29年第3回市議会の議案として提出していただくよう、教育委員会から市長へ申し出るものでございます。社会教育委員会議におきましては、条例案に関する資料に加えまして、パブリックコメントの結果などもご説明をして、その上でこのような答申をいただいているところでございます。

これまでご報告をさせていただいた中では、「(仮称)中央林間学習センター」というお話をさせていただきましたが、条例上の名称といたしまして、「大和市北部文化・スポーツ・子育てセンター」という名称とさせていただきます。こちらを条例上の名称として設置し、生涯学習センターの管理を指定管理者に行わせるために、大和市生涯学習センター条例の改正を行いたいという必要によるものでございます。あわせて、大和市北部文化・スポーツ・子育てセンターの設置による学習センターの配置バランス等を踏まえまして、大和市林間学習センターを機能移転の上、廃止という形をさせていただきたいと考えています。

なお、条例の施行日につきましては、指定管理者の選定に関する規定は、平成29年10月1日から、大和市林間学習センターの廃止及び大和市北部文化・スポーツ・子育てセンターの設置に関する規定につきましては、オープンいたします平成30年8月1日から、その他の学習センターの指定管理者による運営開始に関する規定につきましては、平成31年4月1日からとするものでございます。

それでは、条例の主な改正内容についてご説明をさせていただきます。これまでご説明した内容と変わりはありませんが、今回は改め文の形で資料をつけさせていただいております。

3ページ目、第1条につきましては、大和市林間学習センターを除く生涯学習センターの指定管理者の指定等について、必要な事項について、大和市文化創造拠点等に係る指定管理者の指定に関する条例に委ねることを定めるものでございます。なお、現行の「大和市文化創造拠点に係る指定管理者の指定等に関する条例」については、本条例改正案の附則におきまして、文化創造拠点を構成する公の施設に、地区の生涯学習センター等を加えまして、文化創造拠点等といたしまして、「大和市文化創造拠点等に係る指定管理者の指定等に関する条例」という形で、条例の題名も改めさ

せていただきます。

この第1条の施行日につきましては、平成29年10月1日、続きます第2条は平成30年8月1日、第3条は平成31年4月1日に施行するものでございます。

続いて、第2条については、大和市北部文化・スポーツ・子育てセンターの設置、同施設の指定管理者による運営、駐輪場の入出場可能時間及び利用料金について定めているところでございます。大和市北部文化・スポーツ・子育てセンターの設置については、別表第1の中の大和市林間学習センター及びその位置を、大和市北部文化・スポーツ・子育てセンター及びその位置に改めます。これに伴い、大和市林間学習センターは廃止となります。駐輪場の入出場可能時間につきましては、施設の開館時間、午前9時から午後9時30分までとなっておりますことを考慮いたしまして、少し余裕を見まして、「午前8時15分から午後9時45分まで」と定めているところでございます。利用料金等については、5、6ページ目の別表4にて定めております。

続きまして、7ページ目、第3条につきましては、つきみ野、桜ヶ丘、渋谷の地区の学習センターの指定管理者による運営、休館日等について定めているところでございます。第3条において、指定管理者による運営と定めているシリウスの大和市生涯学習センター及び大和市北部文化・スポーツ・子育てセンターに、新たにつきみ野、桜ヶ丘、渋谷の各学習センターを加え、「生涯学習センター。」と改めて位置づけまして、全館で指定管理による運営とするように定めているところでございます。生涯学習センターの休館日につきましては、現在の大和市生涯学習センターと同じく、1月1日から3日、12月29日から31日を休館日と定めております。なお、渋谷学習センターについては、月1回、貸しビルの点検に合わせて休館日を設定していることから、これまでと変更はございません。また、生涯学習センター全館の指定管理者による運営開始に伴いまして、施設の「使用」又は「使用者等」という言葉につきましては、「利用」又は「利用者等」に改めさせていただきます。なお、つきみ野、桜ヶ丘、渋谷学習センターの利用料金につきましては、現行の基本使用料を利用料金の上限額として定めているところでございます。

15ページ目、附則でございます。

附則第1項の施行期日につきましては、先ほど説明させていただいたとおりでございます。

附則第2項の準備行為につきましては、大和市北部文化・スポーツ・子育てセンターの開館前に受け付けや予約が必要となる利用承認や利用料金

の徴収等が施行前にできるよう、定めているものでございます。

同じく附則第3項につきましては、つきみ野、桜ヶ丘、渋谷学習センターの指定管理者による運営開始前に、受け付けが必要となる利用承認や利用料金徴収等が施行前にできるよう、定めているものでございます。

次に、附則第4項につきましては、先にご説明しました「大和市文化創造拠点に係る指定管理者の指定等に関する条例」の一部を改正し、「大和市文化創造拠点等に係る指定管理者の指定等に関する条例」（以下、「文化創造拠点等条例」という。）に改めまして、第2条に定めます文化創造拠点に、大和市生涯学習センターを除く生涯学習センター、各館を加えたものを文化創造拠点等といたしまして、同条例に定めます「大和市文化創造拠点運営審議会」を、「大和市文化創造拠点等運営審議会」に名称を改めるものでございます。

続きまして、附則の第6項から第8項につきましては、第4項で改正されます文化創造拠点等条例と関連する各条例の条文の中に、「文化創造拠点」、「文化創造拠点運営審議会」等という言葉が出てまいります。こちらを、「文化創造拠点等」、「文化創造拠点等運営審議会」等に改めるものでございます。

条例の主な改正内容については以上でございます。

続きまして、パブリックコメントの結果についてご報告をさせていただきます。

パブリックコメントは、平成29年5月15日から6月15日まで31日間の日程で、大和市生涯学習センター条例の改正と次の議案でご審議をいただきます大和市立図書館条例の改正を、あわせて行わせていただきました。募集の方法につきましては、通常どおり、広報ですとか、市内の公共施設、生涯学習センター、コミセン等に配架をして、行わせていただいたところでございます。

意見の提出状況でございますが、両条例を合わせまして、全体で意見者数が17名、意見の件数については42件でございました。

この条例に関する意見の内容については、「これまで開催されてきました学習センターイベントを引き続き継続してほしい」、「駐車場や駐輪場の確保をしてほしい」、「印刷機・給湯器・Wi-Fiの設置をしてほしい」、「林間学習センターの今後の利用について」などのご意見がございました。特に大きく条例案について変更するような内容はございませんでした。

この議案についての説明は以上でございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

- 柿本 細部説明が終わりました。
教育長 質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。
- 石川 内容については、特にありませんが、前回までは「仮称」でしたけれども、今回は「大和市北部文化・スポーツ・子育てセンター」と長い名前がついています。条例上はこれでも構わないと思いますが、実際に使う場合に、長くて使いにくいのではないかなと思うのですが、名称に関する略称みたいなものは考えていますか。
- 前嶋 条例上の名称につきましては、このような形にさせていただきますが、図書・学び 長いというところもあります。愛称等につきましては、来年8月の開館までの間に検討していきたいと考えているところでございます。交流課長
- 鈴木 これによろしいとは思いますが、確認ですが、5、6ページ目の駐輪場の件で、大人も子どもも1台につき6時間100円ということによろしいかということと、オーバーナイトといいますか、日をまたいで駐輪をできるのか、ということはいかがですか。委員
- 前嶋 こちらのつきましては、現在、シリウスの条例の中でも駐輪場等、このような形で全く同様に定めているところでございます。シリウス運用上の中で、3時間までは無料、お子様につきましては、受付等で処理をさせていただければ、もっと長くいても無料という形をとらせていただいているところでございます。条例上ではこのような上限額を設定しておりますが、こちらの北部文化・スポーツ・子育てセンターにおきましても、同様の運用をしていく方向で今後検討してまいりたいということでございます。交流課長
- また、不可抗力等である場合はございますでしょうが、基本的な想定は施設利用という形ですので、ご質問のありましたオーバーナイト、泊まるという前提はないものと考えております。逆に時間を超えるとまた加算をされるというようなことでございます。日にちの変わり目をいつにするかというところはございますが、そういう形になるかと思っているところでございます。
- 小松 同じ5ページ目の利用料金についてなのですが、ほかの学習センターなどと比べると、若干高いかなというように感じます。この料金設定を少し高く設定された理由などがございましたら、教えていただければと思います。委員
- 前嶋 その点につきまして、シリウスであるとか、さらにその前段のIKOZAの渋谷学習センターなどと照らし合わせた中で、新しい施設であるということ、駅からの至近であるということや、公共施設の利用者負担の方針などを照らし合わせながら、算定したところでございます。既存の林間学

習センターの使用料に比べますと、高くなっている現状がございますが、シリウスやI K O Z Aと足並みを基本的にそろえたという形の考え方によるものでございます。

○柿本
教育長

よろしいですか。

ほかはいかがでしょうか。ございませんか。

ほかはないようでしたら、質疑を終結させていただきます。

これより議案第36号について採決いたします。

本件の原案について、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○柿本
教育長

異議なしということで、議案第36号は可決いたしました。

続いて、日程第2(議案第37号)「大和市立図書館条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

細部説明を求めます。前嶋図書・学び交流課長。

○前嶋
図書・学び
交流課長

こちらの案件につきましても、6月の定例会におきまして、大和市社会教育委員会議への諮問をご審議いただいたものでございます。本件議案の条例案につきましても、先ほどの生涯学習センター条例と同様に、7月10日に開催されました社会教育委員会議に諮問をし、2ページ目にございますとおり、同日、適当である旨の答申をいただきました。このことから、平成29年第3回市議会の議案として提出いただくよう、教育委員会から市長へ申し出るものでございます。こちらにつきましても、社会教育委員会議におきまして、条例案に対する資料に加えまして、パブリックコメント等の結果などもご説明して、その上で適当である旨のご答申をいただいているところでございます。

今回、この条例を提出いたしますのは、大和市立中央林間図書館及び大和市立渋谷図書館を設置したい旨の必要によるものでございます。

なお、こちらの条例の施行日でございますが、開館の前に実施の必要がある指定管理者の選定等に関する規定は、平成29年10月1日から、各館の設置及び大和市立中央林間図書館における指定管理者による運営開始に関する規定は、平成30年4月1日から、大和市立渋谷図書館における指定管理者による運営開始に関する規定は、平成31年4月1日からとするものでございます。

それでは、条例の改正案につきましても、ご説明をいたします。条例の改正案につきましても、6月定例会でご説明した内容と同様でございます。今回、改め文の形で資料を添付させていただいているところでございます。

それでは、3ページ目、大和市立図書館条例の一部を改正する条例

(案) をご覧いただきたいと思います。

第1条につきましては、先ほどご審議をいただきました「大和市生涯学習センター条例の一部を改正する条例」の附則の第4項において改正される、「大和市文化創造拠点等に係る指定管理者の指定に関する条例」の条例名称の整合を図るものでございます。

この第1条の施行日につきましては、平成29年10月1日を予定しております。続く第2条は、平成30年4月1日、第3条は、平成31年4月1日の施行の予定でございます。

続きまして、第2条につきましては、大和市立中央林間図書館及び大和市立渋谷図書館の設置並びに中央林間図書館における指定管理者の運営、開館、各館の開館時間及び休館日等について定めているところでございます。大和市立中央林間図書館につきましては、中央林間駅至近の東急中央林間ビルの3階に設置をするものでございます。また、大和市立渋谷図書館につきましては、IKOZAにあります大和市渋谷学習センターの図書室を、渋谷図書館として格上げするものでございます。

各館の名称及び位置につきましては、4ページ目の別表1のとおりに定めているところでございます。

各館の開館時間につきましては、5ページ目の別表2において定めているところでございます。中央林間図書館につきましては、商業ビルというところもでございます。午前10時から午後9時までの開館とさせていただくところでございます。渋谷図書館については、従前の生涯学習センター図書室と同様に、午前9時から午後9時30分までと定めているところでございます。

各館の休館日につきましては、3ページ目、第8条でございしますが、中央林間図書館につきましては、シリウスの市立図書館の休館日と合わせまして、1月1日及び12月31日といたしました。渋谷図書館につきましては、月1回、貸しビルの点検に合わせて休館日を設定していることから、従前の渋谷学習センター図書室と同様の、月1回月曜日という形の休館日という形で定めさせていただきたいと思います。

6ページ目、第3条につきましては、大和市立図書館において、指定管理者による運営とするよう定めております。

続きまして、附則の施行期日につきましては、先ほどご説明をさせていただいたとおりでございます。

附則の第2項につきましては、先ほどご審議いただきました大和市生涯学習センター条例の一部を改正する条例の附則第4項において改正される、「大和市文化創造拠点等に係る指定管理者の指定に関する条例」第2

条第2項に定める文化創造拠点等を構成する公の施設に、「大和市立中央林間図書館」及び「大和市立渋谷図書館」を加えるものでございます。

条例の主な改正内容については以上でございます。

続きまして、パブリックコメントの結果についてご報告をさせていただきます。

パブリックコメントにおいて、この条例案に関しますご意見の内容についてでございますが、「今後、図書館のみならず、自治会館などで本を借りられるシステムをつくっていただきたい」というご要望、「中央林間東急ビルの駐輪場がよく込んでいるので増設してほしい」、「中央林間駅に図書館ができることは、地域住民として大変うれしい」などのご意見をいただいたところでございます。条例案について大きく変更することはございませんでした。

議案についての説明は以上でございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げたいと思います。

○柿 本
教育長

細部説明が終わりました。

質疑、ご意見等がございましたら、お願いいたします。

○青 蔭
委 員

大和に図書館を3館設置となりましたが、中央林間図書館の場合は、開館時間に1時間ほどずれがあります。これはやむを得ない事情があると思いますが、市民の利便性のため、この先なるべくなら3館が同時の開館、閉館というようにはなりませんでしょうか。

○前 嶋
図書・学び
交流課長

シリウスにつきましては、再開発ビルの中で市が所有しているところでございますが、中央林間図書館並びに渋谷図書館については、民間ビルを借り上げているというところでございます。また、シリウスにつきましても、再開発ビルという形で、全てが市の所有ではないというところがあり、各館においても、その建物の規約、取り決め等がある中で、現在の段階ではなかなか難しいところであると思っております。定例会の中でも、開館時間がバラバラなのはわかりにくいのではないかなというご意見もいただいておりますので、将来的な課題として検討させていただければと思いますが、スタートはこのような形をお願いをしたいと思っております。

○青 蔭
委 員

ありがとうございます。私はすぐには申ししておりません。将来の展望で、大和市民の読書活動といいますか、図書館を有効利用するという立場で、できる範囲でご検討いただければと思います。よろしく申し上げます。

○石 川
委 員

渋谷図書館につきましては、IKOZAの中にあつた学習センターの図書室の施設を、そのまま名称だけを変えるということですか。あるいは、

もう少し図書館としての充実度が上がるのでしょうか。

○前 嶋 平成30年4月1日から渋谷図書館とさせていただきたいと思っている
図書・学び
交流課長 ところがございます。ほかの学習センターよりも倍近い図書室スペースを
有しているところから、図書館として十分機能できるものだと思っ
ているところがございますが、さらにその1年後に指定管理者の指定も予定をし
ておりますので、そこまでの間に充実につきましては、検討してまいりた
いと考えているところがございます。

○柿 本 ほかにはいかがでしょうか。
教育長 ほかにはないようでしたら、質疑を終結いたします。
これより議案第37号について採決いたします。
本件の原案について、ご異議ございませんか。
(「異議なし」の声)

○柿 本 異議なしということで、議案第37号は可決いたしました。
教育長 続いて、日程第3(議案第38号)、日程第4(議案第39号)につ
きましては、関連がございますので一括して審議し、採決いたします。
それでは、日程第3(議案第38号)「大和市個人情報保護条例第13
条に定める目的外の提供及び本人通知の省略について」、日程第4(議案
第39号)「大和市個人情報保護条例第8条に定める本人以外からの収集
及び本人通知の省略について」を議題といたします。

細部説明を求めます。齋藤保健給食課長。

○齋 藤 学校健診情報のデータベース化事業の実施にあたりまして、教育委員会
保健給食
課 長 6月定例会において諮問の決定をしていただきました。それを受けまし
て、7月13日に開催されました大和市個人情報保護審査会により、答申
がありましたので、報告させていただくとともに、個人情報の目的外の提
供と本人以外からの収集及び本人通知の省略につきまして、2つの議案を
一括してご説明させていただきます。

ご説明は、主に、議案第38号についております2ページ目、「学校健
診情報のデータベース化とその利活用について(答申結果等)」にてさせ
ていただきます。

まず、1、個人情報保護審査会の答申結果でございます。

平成29年7月13日に開催されました大和市個人情報保護審査会にお
いて審議され、大和市個人情報保護条例第13条に定める目的外の提供及
び本人通知の省略、第8条に定める本人以外からの収集及び本人通知の省
略の2件につきまして、その内容を適当とする答申を受けております。な
お、付帯意見等はございませんでした。答申書の実際の受領日は、8月3
日になっております。第38号、第39号のそれぞれ1ページ目に実際の

答申書の写しがございます。

次に、パイロット校における検証を実施させていただくにあたりまして、今までの定例会での説明と重複する部分があるとは思いますが、いま一度ご説明をさせていただきたいと存じます。

2、個人情報保護の配慮についてでございます。

まず、学校健診情報の提供時でございます。スキャンすると同時に氏名、性別、生年月日の情報は暗号化されます。SHR（株式会社学校健診情報センター）のPCのハードディスクにいったんは保存されますけれども、学校で保存する電磁的記録媒体等（CD等）にコピーした後、こちらの会社のハードディスクに残った情報は、その場で学校及び教育委員会職員による立ち会いのもと、完全に削除をされます。学校が管理することになります。CD等は、パスワードを設定し、セキュリティーを確保した上で、学校内で厳重に保管をします。SHRがPCのハードディスク上で持ち帰ることとなります。健診情報のデータにつきましては、パスワードを設定するとともに、PC自体にもパスワードを設定しまして、二重のアクセス制限を施します。SHRからデータを受け取って、実際の分析・解析作業を行うHCEI（一般社団法人健康・医療・教育情報評価推進機構）においても、同様の扱いをいたします。最後に、SHR、HCEI、両団体とも、このデータを管理するコンピュータールームへの入室自体についても、パスワードを入力する必要があるというセキュリティーを施します。

次に、レポート納品以降でございます。

納品された健診情報に暗号化した氏名、性別、生年月日の個人情報を復元し、打ち出したレポートにつきましては、個人の内容等に齟齬がないか厳重に確認の上、児童生徒に配布をします。納品された健診データにつきましては、学校において、CD等にパスワードを設定し、利用制限策を施して、セキュリティーを確保した上で保管をいたします。提供する健診情報の取り扱いにつきましては、市の児童生徒に向けました健康診断シートや自治体向け集計レポートのための解析のほか、HCEIによる学術研究を目的とした利用に限定をします。HCEIが、もし集計や加工を施したデータの公表や京都大学やそのほかの学術機関等に提供する場合は、事前に本市の許可を要するものいたします。また、学術研究以外の目的以外は、許可いたしません。学術研究ということで集計結果等を学会等で発表する場合においては、本自治体名を伏せるというようにしていきたいと考えております。

3ページ目、スケジュールでございますが、この教育委員会定例会でご承認いただきました上で、9月に入りまして各校長会等への説明を行い、

10月に保護者の方々への周知を行いたいと考えております。実際に11月に健診データの提供、スキャニングを実施し、2月に入りまして、生徒へ医師の所見も入りました健康診断シートを配布する予定でございます。

なお、実際に生徒一人ひとりに配布される健康診断シートと、データベースから集計した自治体向けの集計レポートのサンプルを、参考でつけております。健康診断シートは、それぞれの子どもの状態に応じた成長の記録やBMI、その子の位置づけ、虫歯の本数などや、エクスクラメーションマークで、その他注意事項というところで、医師の所見が入るというものでございます。集計レポートは、身長や体重等の男女別の全国との比較や、BMIの学校間の比較と経年変化といったようなものを、集計データとして、提供を受けるということになります。

現在のところ、健康診断シートや集計の活用方法といたしまして、まず健康診断シートにつきましては、例えば面談形式で児童生徒、保護者への保健指導、栄養指導への活用、データベースにつきましては、学校保健事業、給食献立等への活用を想定しておりますが、来年度以降、ほかの中学校、さらに小学校へ拡大していくかどうかも含めまして、このパイロット校での検証結果を教育委員の皆様にご報告させていただきまして、方法等を含めまして、お諮りさせていただきながら、今後も進めてまいりたいと考えております。

資料の以降につきましては、諮問時の資料と根拠法令でございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○柿本

細部説明が終わりました。

教育長

質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○石川

まず1点目として、基本的な目的としては、京都大学などで全国的な子どもたちの情報を収集するという目的で、大和市でもそれを提供していくということであるということでしょうか。

委員

○齋藤

この事業に協力するきっかけというのは、本市の子どもたちも生活習慣病予防の効果というものが受けられる可能性があるということがありますので、京都大学等が主催している事業に協力していくということが一つではあります。もう一つとして、これは検証を行いながらですけれども、従来こういったデータというのは、データベース化されてこなかったということがございますので、そういった面も含めて、本市における独自利用ということも目的として考えております。

保健給食

課長

○石川

その結果、ここへ出てくるような個人データによって、子どもたちが自分の健康に関心を持ち、かつ、今後どう生活していったらいいかという展望ということを考えていく材料にするということになるだろうというよう

委員

に思います。ですから、これはこれでよろしいですけれども、データベース化にあたっての懸念というものはあるだろうということで、今回、パイロット校をつくり検証する中で、新たな課題などが見つければ、修正をしていくというように考えてよろしいですか。

○齋 藤 おっしゃるとおりでございます。

保健給食
課 長

○青 蔭 2 ページ目のレポート納品以降のところに「個人の内容と齟齬がないか、厳重に確認の上、児童生徒へ渡す」と書いてありますが、これは保護者に渡すということは考えてないのですか。子どもたちに渡して、生徒がそれを自覚して何かをするということよりも、保護者がお子さんに対して一体どういうふうにこれを考えるかということが大事かと思いますが、生徒に渡すという中で、保護者に渡すという考えはなかったのでしょうか。

○齋 藤 こちらの資料につきましては、純粋に個人情報保護の観点において手続きを書いているというものでございますので、最終目的というようなことでは、児童生徒における自覚ということもございますけれども、日々の家庭での食生活等を中心とした生活習慣という点では、未成年ですので、保護者の方にお伝えをするということも視野に入っているという意味での児童生徒という表現になっております。

○青 蔭 そういうことでしたら、児童生徒といった文言を少し変えておかないと、これですと児童生徒にお渡しになると思えます。児童生徒の栄養管理は保護者がしているわけで、子どもたちが実際に、自分の体をこうしようと思うのは高学年になってからで、低学年だとすると難しいものです。児童生徒へ渡すものとしますと書いてありますが、保護者に注意喚起を促す意味でも、そういう文言を記載しておいたほうがよいのかなと思います。

○齋 藤 この資料につきましては、学校において子どもに渡すというプロセスを踏んでいるということを表示しているだけですので、教室等で子どもに配布をするという意味で、このように記載しているものです。実際は、家庭・保護者へ持って行ってもらって、お渡しするというのをこの資料では想定はしておりますが、いただいたご指摘はごもっともでございますので、ご意見のように、直接保護者にお渡しすることを検討いたします。

○青 蔭 ぜひそのようにお考えをめぐらしたほうがよいかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○柿 本 具体的には、面談の場面等で使いたいというように考えております。

教育長

○青 蔭 そういうことであれば、そのように資料に記載した方がよいと思いま

委員 す。今、初めて保護者に向けた話を聞いたわけですし、私たちはこの資料を読んで、そのことを付度できないわけですから、ぜひ明文化していただきたいと思いますのでお願いします。

○柿本 承知いたしました。それはそのような形で直させていただきます。
教育長

○石川 今後、校長会などにて具体的に相談をしていただいて、その中で最適な方法を決めていただければと思います。例えば、子どもたちに渡して、子どもから保護者に届かないようでは困るということで、保護者の目に触れるような形をとっていく必要があると思います。具体的には、面談で渡すか通知表に挟むなどのやり方はあると思いますが、その辺の具体的な方法は校長会等で検討していただいて、うまい方法をとっていただくということではいかがでしょうか。

○柿本 ありがとうございます。
教育長

○小松 周知については、子どもに渡すと、なかなか保護者の手に届かないということが、特に中学生は多くございますので、面談のところがよいかと思います。保護者に周知というところでは、これを進めるにあたっての周知もすごく大事なことだと思います。なぜやるのかということ、これをやることによって、どういう利点があるかということ、また、やるにあたっては、こういうように気をつけますということも、丁寧に伝えていかなければいけないと思うのです。比較的、長い文章の文面ですと、なかなか読まれないということもございますので、そういった辺のことも考えていながら、保護者に理解していただいて、これからどのような形になっていくかわからないですけれども、せっかくパイロット校として1校進めていくわけですから、将来的にもうまく活用できるような方法など、考えていただけたらなというように思います。

○鈴木 2点ほどございます。

委員 1点は、学術研究に限るということで、いろいろ発表されるのだと思うのです。それで、本市の自治体名を伏せるというところですがけれども、このビッグデータは非常に有効に使える、大和市にとってもメリットがあると思います。そのため、フィードバックをぜひ行政に反映させていただきたいということです。

もう1点、懸念するのは、学校で破棄するとか、パスワードを設定して厳重に保管するというのが一番大変なところでして、パスワードを設定したからもう大丈夫だよということではなく、そういう管理というものは徹底していただきたいというように思います。

○齋 藤 保護者の周知につきましては、データ提供の仕組みやそれによる効果を
保健給食 ご説明させていただくとともに、こちらとしてはこの事業への参加のご理
課 長 解をいただきたいとは思っておりますけれども、このように健診情報が学
校の外へデータとして提供されるのは初めてのことで、子どもの情報を
どうしても出たくないという保護者の方につきましては、拒否をす
ることができるということも、保護者の方に周知をしたいというように考
えております。

また、厳重に保管するということについて、この健康診断の記録という
のも、現に紙ベースで金庫保管を学校において5年間しております。今後
は、それを5年に限らずということになりますので、学校へのより一層の
注意喚起や、また私どもも意識を持っていきたいと考えております。

○柿 本 よろしいですか。

教育長 先ほどご指摘がございましたこの情報を提供していくのが、生徒児童だ
けではなくて保護者も入るということで、それを明記しながら、このパイ
ロット校を中心に運用を探っていきたいというように思っております。

ほかにないようでしたら、質疑を終結いたします。

これより議案第38号及び議案第39号について採決いたします。

本件の原案について、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○柿 本 異議なしということで、議案第38号及び第39号は可決いたしまし
教育長 た。

続いて、日程第5(議案第40号)「平成29年度教育費補正予算案に
ついて」を議題といたします。

細部説明を求めます。大下教育総務課長。

○大 下 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づく意見の申し
教育総務 出に関しご審議願いたく、提案させていただくものでございます。

課 長 補正予算(案)について、小学校費の小学校学用品等就学援助事業につ
きまして、補正額2,899万3,000円の増額補正をするものでござ
います。中学校費も同様に、中学校学用品等就学援助事業につきまして、
994万7,000円の増額補正をするものでございます。

補正の理由でございますが、平成30年4月に市立小学校へ入学予定の
児童の保護者のうち、就学援助の認定者に対し支給する「新入学児童生徒
学用品費(入学準備金)」の支給を、入学後の8月から入学前の3月に変
更することで保護者の負担軽減を図ります。また、文部科学省が「新入学
児童生徒学用品費」の単価の見直しを行ったことなどにより、支出見込み
額が当初予算額を上回るため、増額補正するものでございます。

○柿 本 教育費の補正予算ということで、国にて3月に、新入学児童生徒学用品
教育長 費の単価と、小学生への準備金を前倒しで入学前という2つの見直し
がございました。それに伴う小中学校費の補正ということになります。中
学校は、昨年度からやらさせていただいておりますが、小学校でも前倒し
で入学前ということを行っていきたいという意味での補正になります。

いかがでしょうか、ご意見、ご質問をお願いしたいと思います。

○小 松 単価の見直しというところですが、ランドセルの平均の購入価格が大体
委 員 4万円ぐらいです。例えば、2万円以下のものを探すとすると、ネット
で型落ちしたものであったりと、価格がかなり上がっているということが
ございます。そのため、小学校の単価が倍近くに上がるというところ
でも、ランドセル購入でほぼ終わってしまうのかと思いますし、実際には
まだまだ足りないのかなというところがございますので、大きな金額では
ありますが、家庭の負担を少しでも減らすという意味では、単価の見直し
は必要なことだと思います。

中学校の場合は、制服を購入しなければいけません。制服につきましては、
上着とズボンだけで、大体3万5,000円ぐらいです。それに加え、ワイ
シャツやジャージもあります。それらを全て購入しますと、4万7,400
円という金額でも足りないのが現状でございます。そうはいつても、
これだけの単価の見直しが入ったことは、経済的に苦しい家庭にと
って、また、子どもたちにとっても、安心して学校に入学できるの
かなということで、単価の見直しは非常に賛成でございます。

○石 川 私も今回の補正については、保護者にとってはとてもありがたいこと
委 員 かなと思います。小松委員がおっしゃられたように、全部をそれで賄
うことはできないのですけれども、少しでも補助ができればよいと思
います。また、小学校入学前の3月に支給されるということは、現金を
たくさん出さなくても済むということからして、とてもありがたいこと
かなと思います。方向的にはとてもよろしいかと思ます。

ただ、前にも少しお話したのですけれども、認定がかなり難しいこと
になるだろうと思います。学校教育課でかなりの事務が増えてしまう
のではないかと思います。事務量などの工夫をしていかないと、大変
かなというように思います。また、実際に支給したけれども、どこかへ
行ってしまったというようなことが必ず出てくると思うのです。後から
返金という形にはなるのでしようけれども、実際にはどこへ行ったか
わからないなどで返金されないというような、マイナス部分も出てくる
のではないかと思います。大変ですけれども、その辺は丁寧にやってい
く必要があるかと思ます。

- 柿本 教育長 認定の事務量の増加と、もし認定して支給してしまったけれども、その後、入学しなかったというような実態があった場合には、どう対応するのかということについて、補足があったら、学校教育課長お願いします。
- 土佐野 学校教育課長 まずは、認定をされた後に転出等があった方については、返還に関する通知の郵送や電話により返還を求めています。また、私立の学校等に入られた方についても、返金を願うところでございます。
- また、事務量につきましては、確かに大きくなっていきますので、支給までの期間について、非常勤職員の増員をお願いをしているところです。なんとか増員をすることで、対応をしていきたいと考えているところです。
- 青 蔭 委員 経済的理由と、目的のところに書いてございますが、例えば年収というところで判断するのでしょうか。どういうところでこの経済的理由というものは成り立っているのか、お教えいただけますか。
- 柿本 教育長 認定の基準ということによろしいですか。
- 青 蔭 委員 はい。
- 土佐野 学校教育課長 世帯の前年の総所得と、世帯の人数というところで基準を出させていただいております。現在でいうと、世帯の人数が2人のところにつきましては、認定の限度額となる所得の合計額は270万円となっています。また、3人ですと332万円、4人ですと362万円、5人ですと409万円、6人ですと471万円として、基準を定めさせていただいているところです。
- 青 蔭 委員 ありがとうございます。
- 事前支給の実施市が県内にはないということですが、他市には必要とする家庭がないかといえ、そんなことはないように思います。また、この金額の支給については、例えば10万円なら足りるのかというと、多少高いランドセルが買えるかとは思いますが、大きな枠で見ますと、どんどん増えてくると市の財政も鑑みましては難しいように思えます。支給を受けなければ学校に通えないという子どももたくさんいるわけですから、金額についてはこの内容でということなのかなと思います。
- 関東近辺の他県で、入学前の支給をしている市があるか、おわかりになりますか。
- 土佐野 学校教育課長 小学校の入学前の支給につきましては、平成29年に新しく未就学児の家庭についても支給できるということになりましたので、平成28年度まではありませんでした。

- 青 蔭 学校教育課の承知している中で、平成29年度はこのような制度を設けて支給しているということが、関東一円でわかるところはございますか。
- 土佐野 東京都ですと八王子市、遠くなってしまうかもしれませんが、関西ですと、名古屋市、奈良市、大阪市については、入学前の支給を既に行っているものとなります。
- 青 蔭 八王子市の人口は、50数万人ぐらいかと思えますし、名古屋市もかなりの人数がいるでしょう。大和市は23万人ですし、25万人以下でこういうことをなさっている市というのは、他にあるのでしょうか。
- 土佐野 九州ではあったかと思いますが、把握できておりません。
- 青 蔭 わかりました。
- 土佐野 例えば、意見などの際の比較対照する都市として、23万人ぐらいの本市と比較するには八王子市、名古屋市、大阪市ということでは、あまりにも人口が多いものですから、25万以下の市以下で教えていただきたいと思えます。次回で結構ですから調べていただければと思います。
- 土佐野 県内にて、事前支給をしようとしている市としては、伊勢原市がございます。また、単価の改正としての、小学校4万600円、中学校4万7,400円につきましては、県内の他市町村も同額を基準としているところが多いですので、ほとんどの市町村が平成29年に補正をする予定です。
- 青 蔭 ありがとうございます。
- 柿 本 ほかにございませんでしょうか。
- 柿 本 ほかにないようでしたら、質疑を終結いたします。
- 青 蔭 これより議案第40号について採決いたします。
- 柿 本 本件の原案について、ご異議ございませんか。
- （「異議なし」の声）
- 柿 本 異議なしということで、議案第40号は可決いたしました。
- 大 下 続きまして、日程第6（議案第41号）「平成28年度大和市教育費決算について」を議題といたします。
- 大 下 細部説明を求めます。大下教育総務課長。
- 大 下 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見の申し出について、審議願いたく提案させていただくものでございます。
- 大 下 歳出から説明させていただきます。
- 大 下 9ページ総括表をご覧ください、教育費につきましては、支出済額が73億2,764万2,929円になりました。

平成28年度の決算につきましては、翌年度繰越額が8億3,790万円と多額の繰り越しになっており、これは、国の交付金が平成29年度から平成28年度に前倒しになったこと及び国の補助金が平成28・29年度の債務負担行為になったことに対応するため、本市においても予算を12月に補正し、翌年度に繰り越したものでございます。

翌年度繰越額の内容としましては、小学校、中学校の大規模改修事業で、トイレ改修や外壁改修などでございまして、予算執行上、問題ない繰り越しであります。

次に執行済額でございますが、執行率が85.7%ということで、かなり低くなっております。例えば平成27年度は、91.9%でございました。これは、先ほどの翌年度繰越額に影響するものでございまして、翌年度繰越額を除いた執行率は95%になり、執行しない不用額が多額になったことではありません。

10ページは、一般会計決算・教育費決算の5カ年の推移になります。

教育費につきましては、平成27年度と平成28年度を比較いたしますと、21億3,800万円ほど減額になっております。こちらについては、下段の教育費決算項別5カ年の推移を見ていただければと思います。この原因は、シリウス建設に伴って、保留床を平成26、27、28年度と段階的に購入しておりましたピークが平成27年度でございましたので、教育費決算を見ますと、社会教育費が大幅に減額になっているということでございます。

続きまして、12、13ページ、教育費目的別決算額の推移でございます。

1項教育総務費については、平成28年度決算額は12億5,602万2,935円、決算額増減としましては、8,779万7,970円の増額になっております。

内容を見てみますと、まず2目事務局費でございますが、奨学金給付事業、学校災害補償事業、市立小中学校創立記念行事支援事業がございまして、事業費としては増減は少ない状況でしたが、職員の配置による人件費分が3,000万円ほど増額になったことによるものでございます。

3目教育研究費につきましては、1,000万円ほどの減額になっております。この内容につきましては、情報教育推進事業、情報モラルや教育ネットワークのものでございます。平成27年度の教育ネットワーク運用管理事業の中で、校務支援システムの構築が2,600万円ほどございましたが構築は終わり減額になったことであり、事業自体が縮小したということではございません。

4目教育指導費につきましては、指導図書等整備事業、英語教育推進事業、特別支援教育推進事業、いじめ・不登校対策事業、学力向上対策推進事業、教育用コンピュータ整備事業がございます。英語教育推進委託につきましては、平成28年度から3カ年事業としてスタートしており、平成27年度に比べて5,000万円ほど増額になっております。学力向上対策推進事業につきましては、放課後寺子屋やまとが、19校の全学年での実施がスタートし、事業費も前年に比べて増額しています。また、中学校の学習支援実施につきましても、補正をして、パイロット校1校で取り組み始めたというところがございます。総じて、教育指導費につきましては、先ほどの英語教育の推進や寺子屋やまとの拡充等を含めまして、前年度に比べて6,500万円ほど増額になったものがございます。

5目青少年相談費につきましては、青少年相談・街頭補導事業、不登校児童生徒援助事業がございます。

教育総務費についての説明は以上でございます。

14ページ、15ページ、2項小学校費になります。平成28年度決算額は14億3,355万1,522円で、前年度に比べて4億6,553万5,274円の減額になっております。こちらは3目学校建設費が4億5,000万円ほど減額になっておりますことが影響しております。

1目学校管理費につきましては、維持管理にかかわることが主で、小学校施設維持管理事業、小学校管理事務、児童健康管理事業があり、昨年度と同額程度の決算です。

2目教育振興費につきましては、児童教育活動事業（学校配当）、小学校学用品等就学援助事業があり、就学援助につきましては、前年度に比べて人数が減となり1.17%の割合で下がっております。小学校教材等整備事業につきましては、平成27年度のみ、学校創造校長裁量費がございましたので、教育振興費全体が減額になっているものがございます。次の小学校図書館教育推進事業につきましては、学校図書館司書と学校図書館スーパーバイザーの経費、及び新聞配下の事業費で特徴となっております。5年生以上の各クラスに、新聞を配架した補正をさせていただきました。その分は平成28年度の決算で増額となっているものがございます。

3目学校建設費につきましては、小学校大規模改修事業につきまして、2億7,000万円で、前年度に比べて大幅に伸びています。平成27年度はトイレ改修が国庫補助金の不交付により、平成28年度に延伸したため平成27年度に比べ増額になっています。逆に、小学校防音整備事業につきましては、平成27年度は桜丘小学校の改修がございまして、こちらは2カ年の2年目でした。平成28年度の渋谷小学校は2カ年の1年目で

して、年度による事業費の負担割合は後年度が増額するため、4億以上減額になっております。

16、17ページ、3項中学校費でございます。平成28年度決算額7億3,925万6,021円でございます。こちらは172万2,501円の増額で、平成27年度と同程度でございます。内容を見ますと、1目学校管理費は増になっていますが、2目教育振興費と3目学校建設費が減になっております。

まず、1目学校管理費につきましては、中学校施設維持管理事業、中学校管理事務、生徒健康管理事業があります。平成27年度と比べ、中学校施設維持管理事業が増になっています。こちらは施設修繕費が増になっていまして、この修繕は、経常的なものではなく、鶴間中学校、引地台中学校の校庭整備を実施した事業があり、増額になっております。

次の2目教育振興費につきましては、生徒教育活動事業、中学校学用品等就学援助事業とあり、就学援助の受給者は、平成27年度に比べて51人の減で、割合としても0.68%の減となっております。次に中学校部活動等支援事業、中学校教材等整備事業とありますが、学校創造校長裁量費が減になっています。中学校図書館教育推進事業につきましては、蔵書や学校図書館司書、学校図書館スーパーバイザーに関する経費、また、補正で中学校各クラスに新聞を配架いたしました。

続きまして、3目学校建設費につきましては、中学校大規模改修事業は平成27年度とほぼ同額でございます。平成27年度は武道場などの非構造部材の改修工事がございます。平成28年度はトイレ改修や非構造部材の改修がございます、規模としては同程度でございます。中学校防音設備事業では、南林間中学校の工事、下福田中学校の設計がございます、平成27年度と比べて同額程度ということでございます。

中学校費については以上でございます。

18、19ページ、4項社会教育費でございます。平成28年度決算額は20億2,469万5,918円で、決算額と同額程度の19億1,299万9,497円の減額で、増減率が48.6%と50%近くなっております。これは、3目公民館費と4目図書館費が減額になっておりまして、シリウスの整備に関する経費が減額になったことによるものです。

2目青少年育成費につきましては、青少年センター施設維持管理事務、放課後子ども教室管理運営事業、こども体験事業等がございます。

3目公民館費につきましては、学習センター施設維持管理事務、新生涯学習センター施設整備事業があり、保留床取得費が平成27年度は7.4億円、平成28年度は1.9億円となっております、大きく減額となっております。

ます。生涯学習センター管理運営事業は、指定管理料が新たに加わっております。

4目図書館費につきましては、図書資料貸出事業、図書館施設維持管理事務、新図書館施設整備事業、図書館管理運営事業があります。新図書館施設整備事業につきましては、保留床取得費が平成27年度は22億円、平成28年度は5億円であり、大幅に減額となっております。

5目文化財保護費につきましては、郷土民家園管理運営事業、下鶴間ふるさと館維持管理運営事業に係るものの決算でございます。

20、21ページ、5項保健体育費でございます。平成28年度決算額は18億7,411万6,533円で、決算額の増減といたしましては、1億4,891万9,813円の増額でございます。こちらは、2目体育施設費が1億円の増になっており、決算額に影響しているものでございます。

1目保健体育総務費につきましては、学校施設スポーツ開放事業、スポーツセンター施設管理運営事業、地域スポーツ推進事業に係るものの決算でございます。

2目体育施設費につきましては、スポーツセンター施設大規模改修事業でございまして、こちらは競技場排水施設整備工事に係るものと、空調改修工事の繰越等がございました。

3目学校給食管理費につきましては、共同調理場・単独調理校・受入校維持管理事務、学校給食施設大規模改修事業があり、いずれも改修箇所が増えたことにより、事業費は増になっています。学校給食施設整備事業、こちらは備品等整備でございます。学校給食費助成事業、こちらは第3子以降の給食費助成をしております。

決算額としては、平成27年度と同額程度になっております。

決算についての説明は以上でございます。

続きまして、1ページの歳入の説明をさせていただきます。

2ページ、歳入決算総括表でございます。こちらにつきましては、歳出に伴う歳入でございます。収入できなかった額としまして、15-2-7教育費国庫補助金の4億3,365万6,959円がでございます。先ほどご説明いたしました繰越等に係るもので、歳入できなかったものとなります。

3ページからの詳細を説明させていただきます。

14-1-6教育使用料の中では、1小学校使用料の主なものとして、03土地使用料が950万円ほどございます。これは教員等の駐車場使用料金でございます。

2 中学校使用料につきましても、03 土地使用料に687万円ございます。

3 社会教育使用料の主なものは、生涯学習センター等の使用料でございます。こちら平成27年度と比べて、生涯学習センター使用料が500万円ほど減になっています。これはシリウス開館に伴い減となりました。

4 ページ、4 保健体育使用料の主なものは、01 土地使用料でございます。29万2,297円になっております。

15-2-7 教育費国庫補助金につきましては、まず1 小学校費補助金がございます。こちらの主なものとしては、06 小学校防音事業補助金でございます。前年度比較が70.1%の減になっておりますのは、桜丘小学校が平成27年度の事業費は2カ年のうちの2年目で事業費の割合が増、平成28年度の渋谷小学校については、2カ年のうち1年目なので事業費の割合が少ないことが、国庫補助の減額の要因でございます。

2 中学校費補助金につきましては、06 中学校防音事業補助金でございますが、南林間中学校の空調工事につきましては、国が2カ年事業での措置としたため、繰越の補正をいたしました。このことから、収入できなかった額（未済額）が1億8,834万4,959円となり、繰越したものでございます。

3 社会教育費補助金につきましては、01 新生涯学習センター施設整備事業補助金、03 新図書館整備事業補助金が増額になっております。

5 ページ、4 学校施設環境改善交付金につきましては、小学校と中学校がございますが、収入できなかった額の2億4,531万2,000円は、トイレ改修に係るもので平成29年度に繰越したものでございます。

5 社会資本整備総合交付金につきましては、都市再生整備計画事業補助金・図書・学び交流課分でございますが、平成27年度は生涯センター分、図書館分がございましたので、平成27年度の決算額は平成28年度を超えております。

6 保健体育費、15-2-8 特定防衛施設周辺整備調整交付金とございます。

15-3-3 教育費委託金につきましては、1 小学校費委託金といたしまして、01 小学校図書館教育推進事業委託金でございます。こちらは国の調査委託を受けまして、平成28年度から追加となっているもので15万円でございます。

16-2-8 教育費県補助金につきましては、まず1 社会教育費補助金でございますが、放課後子ども教室推進事業補助金、学力向上対策推進事業補助金でございます。

2 市町村事業推進交付金については、青少年関係の行政推進事業補助金等でございますが、3 小学校費補助金は、被災児児童生徒当就学支援事業費補助金でございますが、0 2 は東日本大震災、0 4 は熊本地震に関する補助金でございます。4 中学校費補助金につきましては、東日本大震災についての補助金となります。

6 ページ、1 7 - 1 - 1 財産貸付収入、1 7 - 1 - 2 利子及び配当とございまして、利子及び配当につきましては、積立基金利子で2 4 万5, 3 0 5 円となります。こちらは奨学基金を運用しておりますので、その利子でございます。

1 7 - 2 - 1 物品売払収入につきましては、不要物品売払収入で、学校給食に伴う不要物品の売却でございます。

2 1 - 5 - 1 雑入につきましては、収入済決定額で4 5 0 万9, 5 3 8 円でございますが、この中では0 3 コピー等利用料が大きな収入になっております。

2 2 - 1 - 6 教育債につきましては、それぞれ建設事業に伴う起債でございます。先ほど決算で説明させていただいた大規模な建設事業に伴うものでございます。

その他の資料といたしましては、参考資料1 に平成2 8 年度決算書、また、参考資料2 に主要な施策の成果ということで教育部の2 5 事業、文化・スポーツ部の1 4 事業、こども部の2 事業を掲載させていただいております。

説明については以上でございます。よろしくお願いたします。

○柿 本 細部説明が終わりました。質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。
教育長

○青 蔭 大変な金額を要所にお使いいただいているものと思っています。
委員

○柿 本 歳入はいかがでしょうか。あるいは、全体を通じて何かございますか。
教育長

○青 蔭 財政難の折、教育に関して多くのお金を割いていただいております、そのことについては感謝申し上げたいと思っております。
委員

○柿 本 大事に、有効に使わせていただけたらと思っております。
教育長

ほかにないようでしたら、質疑を終結させていただきます。

これより議案第4 1 号について採決いたします。

本件の原案について、ご異議ございませんか。

(「異義なし」の声)

○柿 本 異議なしということで、議案第41号は可決いたしました。
教育長 ここで暫時休憩いたします。再開は午後1時といたします。

(休 憩)

(再 開)

○柿 本 それでは、再開いたします。

教育長 続いて、日程第7（議案第42号）「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について」を議題といたします。

まず、1ページから7ページまでの総括について、細部説明を求めます。

大下教育総務課長。

○大 下 こちらのにつきましては、教育委員会制度を定めている地方教育行政の組織及び運営に関する法律によりまして、20年4月から作成が義務づけられているものでございます。

教育総務
課 長

3ページ、自己点検・評価は、教育委員会自らチェックして、教育委員会の本来の機能の強化と活性化、教育委員会の事業の充実に資するものであります。

(2) 点検・評価の方法につきましては、教育基本計画と生涯学習推進計画の2つの計画をそれぞれ施策に向けての達成度、課題等を検証することにより、本市では点検・評価としております。具体的に成果を計る目安の指標については、目標値をそれぞれ定めておりまして、平成28年度実績値を踏まえて評価を行っておりますが、児童・生徒の育ちなど、数値化した指標で評価することは適さない面もあることから、評価にあたっては成果指標だけでなく、その他の状況説明を加え、総合的に行っているものでございます。

学識経験者の知見の活用ということでは、外部の学識経験者の方と教育委員会委員との意見交換の場として、7月24日、26日に教育委員会協議会を開催いたしました。

学識経験者といたしましては、学校教育分野については、横浜国立大学教育学部教授の加藤圭司氏、生涯学習分野については八洲学園大学生涯学習科教授の浅井経子氏に依頼いたしました。

本定例会が終わった後、市議会9月定例会の初日、8月30日に議員全員に配付し、あわせてホームページでも公開する予定でございます。

4ページにつきましては、大和市学校教育基本計画の施策体系、大和市生涯学習推進計画の施策体系を載せております。

5ページにつきましては、教育長及び委員の活動内容の報告でございますが、まず1教育委員会の会議について、定例会、臨時会の開催につい、

6 ページに 2 教育委員会教育長及び委員による学校訪問についての実績を記しております。平成 28 年度学校訪問テーマといたしましては、学力向上に向けた取り組みでございます。小学校・中学校共通のものでございます。

7 ページ、3 総合教育会議と「大和市教育大綱」についてです。総合教育会議は 2 回開催されておまして、第 1 回目は教育大綱関連事業の平成 27 年度決算状況について、2 回目はこちらでも文化創造拠点シリウスの視察をしております。

その他としましては、神奈川県市町村教育委員会連合会の会長市を承っておりますので、平成 28 年 11 月 17 日に、やまと芸術文化ホール（サブホール）で、『学校図書館が果たす役割』といたしまして、全国学校図書館協議会学校図書館スーパーバイザーの先生をお迎えして、研修会を開催させていただいたものでございます。

以上でございます。

○柿本 総括部分に対する説明が終わりました。
教育長 この総括部分につきましての質疑、ご意見がございましたらお願いいたします。

よろしいですか。

続きまして、学校教育基本計画分野につきまして、細部説明を求めます。

大下教育総務課長。

○大下 9 ページ目、学校教育基本計画の評価の基準というものがございます。
教育総務 基本目標の「総合評価」といたしまして、A、B、C とございます。A は期待を上回る結果が表れている、B は期待された結果が表れている、C は期待された結果が表れていないというようなことで評価をしております。

施策の方向の「達成度」につきましても、A は期待された結果を上回っている、B は期待されたとおりの結果、C は期待された結果を下回っているというところの基準で評価をしております。

10 ページ、基本目標 1 「夢や目標に向かってたくましく生きる子どもを育てます」でございます。施策の方向 1-1 「個々のよさや可能性を伸ばす教育を進めます」について、実際の事業について、その実績を掲載しているものでございます。一つ一つの説明は省かせていただきます。学用品等就学援助事業ほか 7 事業がございます。

13 ページには、それぞれ施策にかかわる学校の取り組み事例ということで、実績以外に具体的な取り組みの内容を 1 から 15 まで記しているものでございます。

このような形で、それぞれ施策の方向の整理をさせていただきまして、最終的に27ページに、基本目標1につきまして、6つの施策の方向を、それぞれの施策ごとに評価しているものでございます。

27ページ、施策の方向1-1「個々のよさや可能性を伸ばす教育を進めます」でございます。施策の達成度はBとしております。

まずは施策の成果を記しております。不登校が上段、いじめが下段というようなところでわかりやすく整理したものです。①から⑬まで施策の成果を記しておりますが、特筆いたしまして、①不登校などの課題の解決を図るため、心理カウンセラーとスクールソーシャルワーカーがチームを組み、それぞれの専門性を生かしアプローチする相談体制に改善した。チームで地域を分けて受け持つことで、必要な情報を共有しながら、学校へ働きかけることができるようになった。⑨不登校・いじめ問題の解消は重点施策でございます。若手職員の増加に伴う経験不足などを解消するため、児童・生徒に対する支援について各小中学校、全教職員を対象に訪問研修を実施した。⑬情報モラルの実態調査により、実態に即した指導を行うことができます。平成28年度からは小学校に授業支援を行い、早期の情報モラル教育も始めることができました。また、児童生徒だけでなく、家庭への啓発も重要であるため、保護者向け講演会を実施したというところでございます。

28ページ、今後の課題としましては、④外国人の児童・生徒、保護者に対して、教科支援、あるいは教育相談、日本語の定着に向け、より細かな支援をするための支援体制の強化が必要です。

特記事項は、平成28年度の特記事項ということで記させていただいているものでございます。心理カウンセラー1名を増員し、3名体制にして、スクールソーシャルワーカー、心理カウンセラー、チームを組んで対応できるようにしたことを特記事項として記しております。

成果指標に対する評価ということでは、2つの成果に係る主な指標がございます。不登校児童・生徒の割合はおおむね横ばいでございます。いじめ問題解消の状況は、中学生の解消率が、平成27年度の100から平成28年度98.4となっており、小学校についても98.1が96.5になっています。しかしながら、認知件数が増加していると書いてありますとおり、平成27年度の220件から、平成28年度は324件と100件ほど増えております。100件増えた中で、解消率がこれだけ保っているというようなものでございます。

学識経験の加藤先生からは、施策の成果1-1につきましてコメントをいただいております。まず施策の成果①について、チームを組んで、スク

ールソーシャルワーカー・外的要因、心理カウンセラー・内的要因、それぞれ専門的知見を共有して対応できる体制を工夫したことは大きなことである。⑨について、いじめ・不登校に対して、若手の教員は経験や知見をあまり持っていない中、現場で対応している訪問研修は、継続したほうがよい。⑬の情報モラルでございますが、急速にネットトラブルが増えている中、子どもだけではなく保護者の仲間意識によるトラブルもある。保護者にも目を向けた講演会は重要な視点と言えるというようなこともコメントをいただいております。先生としては、この施策は非常によく取り組まれているので、評価としては、Aに近いBであろうということでございます。

教育委員の中での議論でございますが、「Aでもよい」という意見と、「学校へ来られないお子さんがいる中で、失った時間を思えば、まだAではなくてBの段階だと思う」という意見もございまして、最終的には、今後の課題も含めまして、こちらの評価はBにいたしました。

続きまして、施策の方向1-2「“確かな学力”を身につける教育を進めます」、こちらの達成度はBでございます。

施策の成果は、①「放課後寺子屋やまと」につきまして、平成28年度から全校、全児童を対象として拡大しました。また、コーディネーターも平成27年度の13人から19人と増員し、各学校に1人配置することができました。そうした支援の拡充を図り、さらに平成28年9月から、児童クラブに通う児童が参加可能という体制がとれるようになりました。

今後の課題といたしましては、平成28年度全国学力・学習状況調査の結果から、基礎基本の学力の改善は見られるけれども、根拠を明確にして、自分の考えを書くことなどに課題があります。

特記事項といたしましては、中学校1校を中学校学習支援のパイロット校として1年生の数学・英語の授業に少人数指導を導入しました。また、学習支援員による午後の授業支援や、放課後の学習支援により、生徒に学力の定着が図れるよう取り組みをした。

成果指標に対する評価でございますが、「学校の勉強がわかると答えた児童・生徒の割合」でございますが、小学校で横ばい、中学校では前年度に比べて減少でございました。

学識経験者からは、施策の成果の①②の中で、予算が確保され、人が配置できているということは、まず評価したい。今後の課題の①では、学状のB問題について、3年連続課題となっており、取り組みの工夫が必要な時期になっていると考える。そして最後に、成果指標に対する評価へのコメントとしては、子どもの主観によって左右するので、あまりとらわれる

必要はないと思うが、「勉強がわかる？」と聞いたときの子どもの感覚については、気に留めたほうがよい。全体として、大いに評価できる部分と、てこ入れしなければならない部分があって、全体的にBの評価であろうということでした。

教育委員の意見といたしましては、施策は十分だけれども、結果がまだ結びついていない。まだまだ課題があるということですが、施策の達成度としては、Bというところでまとめさせていただいております

続きまして、30ページ、施策の方向1-3「体験活動を充実します」の施策の成果といたしましては、③「JFAこころのプロジェクト『夢の教室』」の開催、④対話型美術鑑賞教育を全小学校で実施しています。

成果指標に対する評価としては、「将来の夢や希望を持っていると答えた児童・生徒の割合」でございますが、小学校で微増、中学校では減少となっているということでございます。

学識経験者のコメントとしては、施策の成果①から④まで、ほぼ例年並みである。施策に対する評価としては、中学生が10ポイント下がっており、統計的な有意差が出てしまう関係があると思う。ゆとり世代になってから、あるいは変化の激しい時代の中で、若者が将来に対して期待を持っていない状況だということはいわれている。一朝一夕にこうすればよくなるということは、なかなかいえないであろうということでした。

教育委員のコメントとしては、体験活動は点で行っているように思える。体験活動を充実させるような授業への展開がこれから必要であろうということで、総合的には、施策の達成度としてはBという評価になっています。

続きまして、施策の方向1-4「教育活動全体で道徳教育・人権教育の推進を図ります」です。

施策の成果について、①道徳教育に、計画訪問、要請訪問で教員の意識の向上を図っております。

今後の課題としては、道徳の時間では教科化がございまして、人権教育とともに、学校訪問などを通して、状況を確認するとともに、新しい内容を周知していくことが必要になってきます。

成果指標に対する評価、「自分から挨拶をすると答えた児童・生徒の割合」は、小学校は横ばい、中学校は減少となっております。

委員の意見としては、道徳の教科化は、評価の面が非常に難しいところがある。今後の課題として、しばらく研究していかないといけない分野であるということでした。

最終的に施策の達成度としては、Bということでまとめてございます。

32ページ、施策の方向1-5「豊かな感性や情緒をはぐくむ読書活動などの充実を図ります」の施策の成果といたしまして、①平成27年度の27.7冊から、28年度は、30.8冊と、年間貸し出し冊数が増加しております。

今後の課題としては、調べ学習をどう展開していくかというところで、特記事項としては、平成29年1月から小学校5・6年と中学校全学年の学級に新聞を配架したものでございます。

学識経験者のコメントといたしましては、施策の成果の③④⑤の中で、学校図書館スーパーバイザー、学校司書の活動によって、図書館の利活用が少しずつ促されている。ネット社会ですぐにスマホで断片的な情報が手にできるが、学校教育で確かな情報を一定の文章で獲得することは大事なことである。特記事項の中で、新聞の活用に予算をつけてもらうということは大事なことである。小学生新聞、中高生新聞といった学齢に応じた新聞を配架していることはよいことである。これはぜひAで、というようなコメントでございました。

教育委員の中では、小学校の図書館を見ても以前と随分変わった。ネットで情報を得てしまう世の中になり、新聞をとらない家庭が増えてきている。学校で新聞が読めるという状況は非常によいということで、全員、達成度はAというところで、評価をいたしました。

続きまして、施策の方向1-6「健康・安全教育を充実します」について、施策の成果②は防災教育でございます。引き取り訓練を市内小中学校で一斉に訓練を行うことができました。

特記事項①では、平成28年度当初に誕生・病気・いじめ問題・交通安全・救急救命など、様々なジャンルにわたり、「生命の大切さ」を伝えるものとして、「いのちの教育」の冊子を全小中学校に配布し活用しています。②といたしましては、AEDについてです。心肺停止が発生する場所としては、校庭やプールということがあるので、外付けボックスを含めて整備したということでございます。

成果を計る主な指標について、平成27年度と比べて、「児童・生徒の学校事故発生率」は下がっています。

学識経験者のコメントとして、特に、成果指標に対する評価でございませうが、事故発生率が下がってくるということは、学校全体としては、落ちついてきているということであると思う。学校がざわついている中では、突発的なことが起こりやすい。教員が未然防止に留意しているのだと思うが、少しずつでも減少が続いていることは、見落とさないようにすべきであるというコメントをいただきました。教育委員の中でも、全員、達成度

はAというところで、評価をいたしました。

34ページ、基本目標1全体の総合評価としてはBでございます。

こちらの内容といたしましては、まず重点施策である「いじめ・不登校問題の解消」、訪問研修により、いじめ・不登校の早期発見・早期対応の大切さについて全教職員に周知している。学校集団アセスメントの実施等により重度化・長期化の防止にも努めている。読書活動の推進については、学校図書館システムにより、子どもたちにとっても利便性が向上し、図書館利用が一層進んでいる。「放課後寺子屋やまと」は、市立小学校全校、全児童に拡大している。施策の方向全体として、取り組みは着実に進んでいると考えますが、今後も成果と課題を整理しながら、目標達成に向け前進していきます。

学識経験者からは、たくさんの施策を実行しているのはすばらしいが、成果と課題にもあるように、積み上げるだけでは手いっぱいになるので、きちんと施策を整理した上で、今後、きちっと取り組んでいくことが必要ではないかというようなコメントをいただいております。

続いて、35ページからは基本目標2「創意に満ち、活力ある学校づくりを進めます」でございます。

47ページ、教育委員会の自己点検評価の結果についてご説明させていただきたいと思っております。

施策の方向2-1「創意ある教育課程の編成に向けて支援します」の施策の成果としては、計画訪問、要請訪問という中で、学習指導要領の趣旨を踏まえ、授業展開や校内研究の質的向上が見られています。

成果指標に対する評価としましては、保護者の協力による「家庭学習」の充実に向けた実践など、児童・生徒の実態を把握し、より効果的な工夫が見られます。「創意ある教育課程を編成している学校数」ということが計画策定時に試行で28校であり、例年28校ということでございました。事務局案はAという形で提出いたしましたが、教育委員の意見としましては、学校訪問をする中でもあまり目新しいことということがない状況であり、まだまだ発展途上であるということで、AではなくてBが適切であろうということで、この評価はBにしております。

続いて、施策の方向2-2「活力ある、開かれた学校運営が進められるよう支援します」について、施策の成果①「学校へ行こう週間」を多くの方に見学してもらえるように努めています。②大学との連携により、学校に派遣したスクールライフサポーターの学生が、児童・生徒への学習支援の担い手として活躍しています。

48ページ、成果指標に対する評価の「学校評議員の来校日数」でござ

いますが、平成27年度に比べて、児童・生徒に関する課題についての対応が増え、来校日数が増加しております。

学識経験者からは、施策の成果、課題等は昨年とほぼ同じである。学校運営協議会、地域学校支援本部という取り組みなど、必ずしもやらなければいけないということではないが、新しい考え方が出てきている中で、地域と協働することやチーム学校という考え方に向け、どういう姿勢、どういう考え方で対応していくのかを考える時期なのではないかというコメントをもらっています。

こちら事務局長案はAでございましたが、教育委員からは学校へ地域の方が入る制度が増えているけれども、窓口となっている教頭、校長、学校のシステムをまだまだ整備する必要があるということで、評価については、Bに変更したものでございます。

48ページ、施策の方向2-3「『安全と安心』に守られた学校の環境づくりを進めます」の施策の成果については、⑤学校PSメールについて、登録世帯数は1万3,677件で、登録率が89%に達しています。

成果指標に対する評価としましては、「応急手当普及員数」でございますが、平成27年度よりは減少しておりますが、有資格者の人数は前年度に比べ減少していますけれども、有資格者が各学校で応急手当研修を実施し、普及に努めているということで、全体としては、評価をBとしたものでございます。

49ページ、施策の方向2-4「子どもが落ち着いて学べる学習環境を整備します」の施策の成果は、②それぞれの対象校のトイレ改修を小学校4校、中学校1校で実施しました。③渋谷小学校の大規模改修・学校防音設備整備工事、南林間中学校の学校防音設備整備工事を行っています。

今後の課題としては、施設の老朽化が進む中、補助金の動向にも注視しつつ優先順位を見直して取り組む必要があります。

特記事項では、①天井改修工事と非構造部分について、講堂等、体育館等、完了しました。②小中学校の老朽化したトイレ改修にあわせ、男子トイレの1カ所を小便器のない個室化にして、学校で排せつしやすいような環境に整備いたしました。

成果指標に対する評価の日常的な修繕要望に対する「修繕必要施設の改善割合」は、平成27年度と比べ5.8ポイントの増加でございます。

教育委員の意見としても、「かなり事業費も計上して取り組んでいるのでAでも」という意見と、逆に、「まだまだ、いろいろな学校がある中で、整備が不十分だ」という意見もございました。総じて評価はBといたしました。

50ページ、施策の方向2-5「教職員の教育研究の推進と研修の充実を図ります」については、施策の成果③各校の代表が参加する研修もメリットはあるが、教員一人ひとりへ周知することや、経験不足を補う知識を周知することが課題であることから、教育委員会の指導主事が学校へ出向き行う訪問研修を、全小中学校で実施しました。

成果指標に対する評価としましては、「校内研究に際し学校が指導主事派遣要請をした件数」でございまして、平成27年度と同程度でございます。

学識経験者からは、施策の成果③でございしますが、特に若手に目を向けているということは大事な視点である。一方で、毎回教育委員会の職員が対応するのは大変、徐々に学校で対応できるような方向性を示していくことが必要ではないかというコメントをいただいております。

総じて、この評価はBという評価になりました。

51ページ、施策の方向2-6「教員が子どもに向き合える環境づくりに努めます」ということでは、今後の課題、③非常勤講師の急な派遣要請について、幅広い人材の確保に努める必要があります。

特記事項としては、①校務支援システムを導入したことにより、通知表など、教員の効率化に効果が表れています。②平成28年度から教職員を対象としたストレスチェックを実施しています。

成果指標に対する評価といたしまして、「教職員の健康診断・人間ドック受診率」は、97.7%と平成27年度に比べ増加しました。

学識経験者のコメントは、特に特記事項②にありました。社会的に学校という現場は大変といわれている。ストレスチェックは義務化されると同時にすぐ取り組み、全国平均を下回る結果だと確認している。実際にメンタルヘルスにかかわる問題が生じているのかと思う。だから、課題の中の③の非常勤講師の派遣につながっているケースもあるのかと思う。教員のメンタルヘルスを維持すること、問題を減らすことに対応していることと理解したということのコメントをもらっております。

全体の評価といたしましては、Bということでございます。

52ページ、基本目標2「創意に満ち、活力ある学校づくりを進めます」の総合評価としては、Bとしております。教育研究につきましては、各校の創意工夫により今日的な課題に対する研究が行われています。平成27年度に運用開始した校務支援システムが、円滑に運用されるようにすること、子どもたちと向き合う時間の確保につながる必要があります。引き続き教育委員会としても支援していきます。また、課題を抱える学校の問題に取り組むために策定した「市立学校規模適正化基本方針」を基に、

教育環境の整備に努めていくことが必要です。各施策の方向に向けた取り組みを行うことで、おおむね目標とする成果が表れているということでございました。

53ページからは、基本目標3「家庭との連携を充実し、生きる力の基礎をはぐくみます」でございます。

56ページ、施策の方向3-1「学校と保護者との連携を深めます」につきましては、特記事項として平成28年度から「こども版 まなびやまと」を発行し、児童・生徒を通して、家庭において話題となる記事を掲載し、学校教育について理解をいただける材料となるよう努めております。

成果指標に対する評価としましては、「学校から家庭への連絡や情報提供が十分されていると感じている小学校保護者の割合」でございますが、平成27年度とほぼ同数というところでございます。

学識経験者からは、注目したいのは「こども版 まなびやまと」で、取り組みとして意欲的チャレンジングであると期待したい。子どもがもってきて、親と話ができることが生まれる。とてもよい試みである。実際やってみた後の評価を具体的にしていくことが必要であるというようなコメントをいただいております。

総じてこちらの達成度としては、Bということでございました。

施策の方向3-2「保護者の子ども理解を深める取り組みを推進します」の施策の成果としては、①研修会による相談員の資質・能力向上や、地区ごとに支援会議を行うことによって相談活動が向上しています。青少年相談室の体制を強化したことにより、相談件数が増加して、相談機関としての機能が向上しています。

成果指標に対する評価としまして、「スクールソーシャルワーカーがかかわるケース数」は、最終目標値を大幅に超えています。

達成度につきまして、事務局案としてはAでございました。体制が整ってきている中で、3カ年、5カ年たった中で、より充実してきているのではないかとということで、Aということもございましたけれども、委員協議の中で、「青少年相談室のSSW、カウンセラー、確かに一生懸命やっている。回数も増えてすばらしい。でも、実際のところ、子どもや保護者をどれだけ変容させられたかというところ、難しいところがある。苦しんでいる子どもがまだいるということに目を向けることが大事。こちらから見た目標は達成していると思うが、子どもや家庭側から見た満足度がもっとあってもよいと思うのでBでよいと思う。保護者の立場から見たら、きっとAではない」と、コメントをいただきまして、最終的にBという評価でございます。

58ページ、基本目標3の総合評価はBでございます。

学校からの家庭への情報提供について、各校が工夫して丁寧に行っている成果が表れています。タイムリーで的確な情報発信を行い、さまざまな場面で家庭との連携を深められるよう努めていきます。青少年相談室においては、相談体制を充実させることにより、相談件数が大幅に増加しています。課題の早期対応を図っていきます。家庭が子どもの拠り所であり、子どもたちのことを第一に考えられる場であるよう、引き続き学校や関係機関との連携を強化し、家庭を支える環境づくりを進めていきますということでございました。

59ページからは、基本目標4「地域の力を生かした活動を充実し、生きる力をはぐくみます」でございます。

61ページ、施策の方向4-1「地域社会と協働した学校教育を推進します」ということで、施策の成果について、②中学校では、キャリア教育の一環として、地域の方を招いて職業講話を実施している学校もございます。③地域の協力を得ることによって、ゲストティーチャーを活用した授業づくりについて、学校が計画的に取り組めるようになりました。

成果指標に対する評価としましては、「小学校で授業を実施したゲストティーチャーの1校当たりの人数」は70.6人ということで、平成27年度から大幅に増加しております。

教育委員の意見の中では、ある中学校では1年生は地域の中から講師を選定し、職業体験講話をしてもらって、2年生の体験につなげている。農業をされている方、消防士、保育士、社会福祉関係の方など、地域のいろいろな方々と身近にかかわるよい取り組みだと考えている。評価としてはAにしております。

62ページ、施策の方向4-2「地域全体で子どもをはぐくむ環境づくりを進めます」ということでは、施策の成果①「夏休み寺子屋やまと」では、地域ボランティアの協力により、多くの子どもを受け入れることができっております。③小学生の下校時刻に合わせた見守りを、地域の方にご協力をいただき、下校時の安全確保に努めております。

成果指標に対する評価としましては、「ボランティア活動や地域の活動に参加したことがある生徒の割合」は、平成27年度に比べ増加しているものでございます。

学識経験者からは、ボランティアの数が減っているというのは、学校制度の問題もあるのだろう。しかしながら、熊本地震やゲリラ豪雨など、甚大な災害があり、身近にボランティアの必要性を子どもたちなりに考えたり感じたりする機会がある。経験の大切さや地域での取組例について、起

こっていることに目を向けさせ紹介できたらいいのではないかというコメントをいただいております。

評価としてはBにしております。

基本目標4といたしまして、総合評価はBにしております。

放課後寺子屋やまとなどは、地域の方々にご協力いただいて実施しております。さまざまなボランティアの希望と活躍の場が適合するよう、学校や教育委員会において、それぞれのニーズを的確に把握し、管理していく必要があります。地域の皆さんと繋がりを持ち、支えていくことは、変化する社会において、より一層必要であり、子どもたちがその中でいろいろな年代の方と触れ合い、学ぶことは大切なことであると考えます。学校や教育委員会からの適切な情報発信・情報提供に努めるなど、機会を捉え連携強化を図っていきます。

説明については以上でございます。

○柿本教育長 学校教育基本計画分野についての細部説明が終わりました。一度協議会で見ていただいているものでございますので、一括してご意見、また補足等ございましたらお願いしたいと思います。

○石川委員 これは大学の先生も含めて検討した内容でありますし、これでよろしいかなというように思います。

全体としては、実際にこういう施策をしたことによって、結果として、例えば子どもたちの学力について、今後どのような形で成果として表せていけるかというところが、すごく大事なところだと思います。「寺子屋」をやったり、とてもよい施策をしているというように判断はしているのですが、その成果をどう出していくかということを見ていく必要があるのかなと思います。

全体的には、この内容を今年度の評価とするということで、十分ではないかと思います。

以上です。

○青蔭委員 我々が点検し評価いたしましたので、これでよいかと思います。

○柿本教育長 ありがとうございます。

続きまして、生涯学習推進計画分野の細部説明を求めます。

樋田文化振興課長。

○樋田文化振興課長 それでは、社会教育にかかわる点検評価に関してまして、学識経験の知見を踏まえた上で、ご説明いたします。

この大和市生涯学習推進計画は、冒頭に教育総務課長からご説明がございましたが、3つの施策目標と10の個別目標の構成になっております。

10の個別目標の評価をそれぞれ行った上で、3つの施策目標についておのおの総合評価を行っております。

63ページにございます評価の基準についてご説明いたします。

個別目標の方向の「達成度」でございますが、指標のうち、全てが目標を上回っていれば、期待された結果を上回っているものとしてA評価、同様に、目標値に達成しているものが半数以上であればB評価、目標に達しているものが半数未満の場合はC評価としております。

施策目標の「総合評価」につきましては、個別目標の評価を踏まえた上で、A、B、Cの評価を行っております。

それでは、内容をご説明させていただきます。

64ページ、施策目標1は、「学習による自己充足を図ります」でございます。4つの個別目標がございます。

個別目標1－(1)「生涯各期に合わせた学習機会の提供」には、65ページ、(1)講座等の開催や(2)学習団体による学習成果の地域還元など、68ページまでに11の事業の実施計画がございますが、おおむね平成28年度の計画を達成しております。

69ページ、個別目標1－(2)「市民のニーズや現代的課題に合わせた学習機会の提供」でございます。こちらは(1)「講座等の開催」をはじめとして、3つの実施計画があり、(1)(2)については目標を達成してございますが、(3)「学習団体による学習成果の地域還元(現代的課題)」は、マイナス11事業、マイナス37%で計画値を達することができませんでした。こちらにつきましては、引き続き学習団体による学習成果の発表の場の確保や、活動の支援に努めてまいります。

70ページ、個別目標1－(3)「スポーツや健康に関する学習機会の提供」でございます。こちらは(1)「講座等の開催(健康を増進する講座等)」など、2つの実施計画があり、ともに目標に達しました。

71ページ、個別目標1－(4)「芸術・文化・歴史に関する学習機会の提供」でございます。(1)「ギャラリーの貸出」や(3)「つる舞の里歴史資料館の運営」など5つの実施計画がございます。

72ページ(4)「郷土民家園の運営」、(5)「下鶴間ふるさと館の運営」につきましては、毎年天候の影響などで事業が中止になる場合がございますが、おおむね目標は達成したものと捉えております。

73ページは、施策目標1の評価になります。個別目標ごとに施策の評価と今後の課題を記載してございます。

それでは、個々に評価内容を説明いたします。

個別目標1－(1)「生涯各期に合わせた学習機会の提供」につつまし

ては、生涯各期における講座を開催し、多くの方に参加していただきました。

今後の課題といたしましては、参加した方が継続して学習ができるように学習会やサークル等を育成し、学習しやすい環境づくりを引き続き支援していく必要がございます。

全体的には、目標を達成できたと考え、施策の達成度はA評価といたしました。

76ページ、個別目標1-(2)「市民のニーズや現代的課題に合わせた学習機会の提供」につきましては、指標の実績値のとおり、多くの方が講座等に参加し、好評いただいております。

今後の課題といたしましては、市民相互の学習交流がさらに活発になるよう支援策を練っていきたいと考えております。

全体的には、おおむね目標を達成したと考え、施策の達成度をB評価といたしました。

77ページ、個別目標1-(3)「スポーツや健康に関する学習機会の提供」につきましては、市民の健康に対する意識の高まりとともに、スポーツや健康に関する講座への関心は強くなってきております。今後も、より多くの方が講座やイベントに気軽に参加できるよう企画内容の検討を進めてまいります。

評価につきましては、目標を達成できたと考え、施策の達成度をA評価といたしました。

78ページ、個別目標1-(4)「芸術・文化・歴史に関する学習機会の提供」でございます。

各学習センターにおいて音楽公演会、ミニコンサート等を開催し、市民の芸術や文化に親しむ機会の提供に努めました。一方で、ギャラリーの利用や文化財3施設への入館者数は、平成22年度の計画策定時の数値に達することができておりません。今後は、施設の個性や魅力ある事業の展開に努め、多くの方に来館いただけるよう取り組んでまいります。

なお、実施計画及び成果の指標の実績に基づき、評価につきましては、B評価といたしました。

79ページ、施策目標1「学習による自己充足を図ります」の総合評価でございます。

文化財3施設への入館者数の増加を目指して、今後も努力していく必要がございますが、講座やイベントへの参加者数は増加しており、おおむね成果が得られていると判断しB評価といたしました。

今後も魅力ある事業展開やPR活動に努めてまいります。

また、平成28年11月から、新しい生涯学習センターにおいて、指定管理者による運営を開始したことから、これまでの事業内容や学習団体との連携、市が進めている講座企画等について情報の共有を行い、さらに民間のノウハウを取り入れ、本市の生涯学習推進に向けた調整を行ってまいります。

80ページ、施策目標2「学習により人と人をつなげ、地域に学習活動を広げます」については、3つの個別目標がございます。

そのうちの1つ目、個別目標2-（1）「情報提供や学習相談による支援」には、（1）「生涯学習情報の提供及び学習相談の実施」、81ページの（2）「図書資料の貸出」など、4つの実施計画が定められており、おおむね計画値に達しております。

82ページ、個別目標2-（2）「人材や団体の育成と活用に関する支援」には、（1）「社会教育関係団体等の登録および育成」、（2）「図書ボランティア養成講座の実施」の2つの実施計画が定められております。いずれも計画値に達しておりません。学習団体の登録状況につきましては、学習者の高齢化により、活動の継続が困難な団体が増加していること、また、平成28年度は、生涯学習センター移転により、10月は閉館という状況が数値減少の要因の一つと考えております。

83ページ、個別目標2-（3）「学習による市民相互の交流への支援」には、（1）「生涯学習センターまつりの実施」、（2）「学習団体による学習成果の地域還元」の、2つの実施計画が定められております。

（2）「学習団体による学習成果の地域還元」については、計画値に達していないものが多く見られ、今後さらに団体活動の活発化と市民交流の場の提供等に努めてまいりたいと思います。

84ページ、施策目標2の評価になります。個々に評価内容を説明させていただきます。

個別目標2-（1）「情報提供や学習相談による支援」には、成果を計る主な指標にありますように、「学習情報収集コーナーの利用件数」や、「学習団体や講座など学習に関する相談件数」が減少しており、平成22年度の計画策定時を下回る結果となりました。しかし、「レファレンス受付件数」は大幅に増加しており、引き続き、必要としている方に必要な情報を提供できるよう、情報の収集、蓄積、発信を積極的に行ってまいりたいと考えています。

目標達成の指標を考慮し、施策の達成度はB評価といたします。

85ページ、個別目標2-（2）「人材や団体の育成と活用に関する支援」でございます。

成果を計る主な指標にありますように、「学習団体の登録件数」は、計画策定時は上回っておりますが、学習者の高齢化により、活動の継続が困難な団体が増加していること、また、「読み聞かせボランティア養成講座」の延べ参加者数の原因につきましては、平成28年度、図書館の移転により9月から10月まで休館という状況が、数値減の要因の一つと考えられます。

このような状況から、B評価といたしました。

86ページ、個別目標2－(3)「学習による市民相互の交流への支援」でございます。

成果を計る主な指標について、若干ではございますが、全ての項目が平成27年度を上回ることができなかつたため、B評価といたしました。

87ページ、施策目標2「学習により人と人をつなげ、地域に学習活動を広げます」の総合評価につきましては、B評価といたしました。

引き続き次世代につながる活動支援に力を注いでまいりたいと考えております。

88ページ、施策目標3「学習のための環境や仕組みを整えます」には、3つの個別目標がございます。

個別目標3－(1)「施設の整備と充実」については、(1)「社会教育・スポーツ・文化施設の管理運営」、(2)「新たな生涯学習施設の整備」の2つの実施計画がございます。各施設が老朽化しつつある中、計画的に施設の整備を行い、利用者の安全性と利用しやすさを念頭に、各施設の維持管理に努めております。また、平成28年11月3日には新たに文化総合拠点シリウスが開館いたしました。

89ページ、個別目標3－(2)「支援・推進体制の充実」については、(1)「社会教育委員会議の運営」について実施計画が定められておりますが、学識経験者や行政の各部門とともに、支援推進体制の充実に努めてまいりました。

90ページ、個別目標3－(3)「関係機関との連携推進」については、(1)「学習団体による学習成果の地域還元」、(2)「特別教室の開放」の2つの実施計画が定められております。学校や学習団体、ボランティアとの連携により、地域における学習活動を推進しているところでございます。

91ページ、施策目標3の評価になります。個々に評価内容を説明いたします。

個別目標3－(1)「施設の整備と充実」でございます。

平成28年11月3日に芸術文化ホール、図書館、学習センター、屋内

こども広場など、複数の機能が融合した大和市創造拠点シリウスが開館いたしました。移転後の生涯学習センターでは、開館後、多くの登録と利用がされており、団体としての活動に加え、個人の生涯学習活動を促進する場の提供も進んでおります。

実績値につきましては、施設の完成をもってA評価といたしました。

92ページ、個別目標3-(2)「支援・推進体制の充実」でございます。

社会教育関係団体等による地域の交流機会の拡大により、学びを通じた交流や地域のコミュニティづくりが生まれてきております。

今後も内容の充実を図る必要があることから、施策の達成度はB評価といたしました。

93ページ、個別目標3-(3)「関係機関との連携推進」でございますが、成果を計る主な指標に表れているように、青少年指導員の活動が活発に行われていますが、一方で、ライフスタイルの変化により、新たな人材の確保が難しく、人材の固定化が課題となっております。学習のための仕組みづくりを進めるためにも、引き続き地域を基盤とした団体との連携を強めてまいります。

おおむね目標を達成できたと考え、施策の達成度はB評価といたしました。

94ページ、施策目標3「学習のための環境や仕組みを整えます」の総合評価につきましては、学習のための環境整備や学ぶための仕組みづくりを進めることができたと考え、総合評価はB評価といたしましたが、今後も人と人とのつながりが希薄化している社会において、学習を通じた人との交流は、新たなコミュニティを形成するなど、地域社会を活性化する重要な一環であると考え、引き続き学習のためのネットワークづくりを進めてまいります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしく願いいたします。

○柿本 生涯学習推進計画分野につきましてはの説明がございました。
教育長 一度ご協議いただいておりますが、もしご意見、補足等ございましたら、お願いいたします。

○青蔭 この内容でよろしいと思います。
委員

○柿本 全体を通じましては、よろしいでしょうか。
教育長 では、ご意見等ございませんようでしたら、質疑を終結いたします。
これより議案第42号について採決いたします。

本件の原案について、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○柿 本 異議なしということで、議案第42号は可決いたしました。
教育長

◎その他

○柿 本 それでは、「その他」に入ります。
教育長 各課での報告事項について、順次報告をお願いします。
まず、今回は「大和市教育委員会の会議における報告事項に関する申合せ」に基づく報告があります。学期ごとの報告となっている事項について、1学期分の報告がございます。

それでは初めに、藤井指導室長。

○藤 井 市立小中学校におけるいじめの認知件数についてご報告いたします。
指導室長 学年ごとの件数を示してございます。小学校は6学年の合計が302件、中学生は43件となっております。

平成28年度の同時期は、小学校が86件、中学校が27件でしたので、比較していただくと件数はかなり多くなってきております。

平成25年にいじめ防止対策推進法が制定され、いじめの定義というものは変わっております。その中でも、今まで心理的・物理的な攻撃を受けたものということが、影響を与えたということに変わっているということなどを再三、学校へも伝えてきました。特に平成28年は、訪問研修などがありましたので、そのあたりをより重点的に伝えることができたと思っております。そういうものが、学校の教員にもだんだん浸透し始めているところもあるだろうと考えます。

例えば、よかれと思って言ったような「Aさんももっと意見を言いなよ」とか、集団で一緒に何か協議をしているようなものでも「何やっているんだよ」という、今までですと見過ごされがちな言葉も、受けた子どもの立場に立って、認知していくということで、これだけの件数が増えたのかなというように思っております。

効果といたしましては、教員がそういうことをきちんと拾い上げていく。それは、ただ数字的に1件、2件ということではなく、それに対して子どもたちにそういう言葉はどうなのかということを指導していきますので、それによって、いじめというものが深くならない、その前の段階で食い止められているのではないかと思います。

その結果といたしまして、以前は指導室にもいじめに対する相談という

のは非常に多く挙げられてきたのですけれども、平成29年度の1学期は4件であり、そのうちの2件は他市からの相談でしたので、市内のいじめに対する相談件数は2件ということにして、非常に減ってきているというように思っております。

心配なのは、SNSを使ったようないじめにつきましては、この結果を見ても、件数が挙がってきていないという中で、どのように確認していくかというあたりは課題だと思っております。

続きまして、2ページ、指導室におけるいじめ・不登校の相談受理状況になります。

今、いじめの件については申しましたが、4月から7月まで相談件数は4件になります。4月、7月のそれぞれ1件というのは、他市の同じ方から相談を受けたものです。6月の2件につきましては、市内の中学校の件で、すぐさま中学校にも情報を入れて対応し、解消しております。

不登校については、6月に1件、中学校の件になります。こちらにつきましては、まだ継続的に相談をしている状況でございます。学校も上手に入りながら、よい方向には進んでいる状況でございます。

以上です。

○柿本
教育長

続きまして、青少年相談室長。

○中村
青少年
相談室長

市立小中学校における不登校児童生徒数について、ご説明させていただきます。

まず、4月から7月の月ごとの小中学校の学年別の児童生徒数でございます。これは1月の中で連続3日以上、もしくは断続5日以上欠席をした児童生徒数となります。

まず、小学校でございますが、4月から7月まで、平成28年度と比較いたしまして、全体的に減少しております。しかしながら、3年生、5年生、6年生につきましては増加しているという状況でございます。平成29年度は、4月より不登校児童支援員を8校の小学校に配置しております。この支援員は長期欠席児童への学習支援、家庭訪問などを行いまし、支援を充実させているところでございます。5月、6月は、新しい環境の中で、欠席が続き始めた児童に対して、不登校児童支援員がそばについて学習支援を行ったり、家庭訪問を行ってお迎えをするなどにより、安定した登校ができるようになった事例も上がっております。

不登校になったきっかけは、複数回答という形で挙がっておりますが、家庭環境の問題が非常に多くなっております。複雑に絡み合っているケースが大変多くなっておりますので、今後も一人ひとりの状況に合わせた教

育相談、家庭訪問、学習支援などを通して、支援を行っていきたいと考えております。

続きまして、中学校でございます。不登校生徒数は、いずれの学年も平成28年度より増加しております。特に、新学期開始後の5月でございますが、新しい環境になじめずに不登校になるケースが、1年生を中心に多くありました。特に小学校の時期から欠席しがちであった1年生については、不登校にならないように、小学校、中学校の連携を行い、情報の引き継ぎを丁寧に行いながら、不登校支援員等とも情報を共有して、注意深く対応しているところでございます。また、不登校生徒だけではなく、学校には来ることができるのですが、教室には入れないお子さんに対しても、継続的に別室当校や、不登校状態を改善するため、不登校生徒支援員が計画的に家庭訪問、教育相談、学習支援を進めているところでございます。

今後も担任、相談員、不登校生徒支援員が情報を共有して、支援を行っていきたいと思っております。

4ページ、4月から7月末日までの青少年相談室における教育相談の受理状況でございます。

総件数は169件でございました。この中で最も多かった相談内容は、性格・行動上の問題という相談でございまして、52件挙がっております。お子さんの発達的な課題を含み、児童・生徒の特性についての相談です。集中して勉強ができない、友人とのコミュニケーションがなかなかとりづらい等の相談を受けているところでございます。学校と連携しながら、実際に相談員が学校に行って、行動観察や、ケース会議を行ったり、また、心理検査等を行いながら、学校での学習環境などの整備を行って支援をいたしました。

次に、不登校相談が40件ありました。こちらは、学校と連携することを保護者に承諾を得まして、学校での環境整備をしつつ、保護者、児童・生徒の面接を行いました。それぞれのケースの課題を整理しながら、医療機関等も含め必要な機関にもつなげながら、保護者、児童・生徒の不安を取り除いている次第でございます。

次に多かったのが、学校生活で29件でございます。こちらは、クラス替えに伴って、クラスになじめない児童・生徒の相談、あるいは部活動でのトラブルなど、学校生活に不安を抱えている児童・生徒についての相談でございます。お子さんの状況等を学校に伝えながら、本人の心理的ケアを行うことを目的として継続的な支援を行うとともに、学校での環境も整えながら、支援を行っております。いずれも可能な限り学校と連携して、児童・生徒とその保護者に寄り添って、支援を行っております。

続きまして、5ページ、4月から7月において実施しました青少年相談室における街頭補導の状況でございます。

補導実施回数は99件、補導に従事した延べ人数は363名でございます。

補導内容は、暴走行為等交通違反が最も多く46件で、自転車の2人乗りや、携帯電話を操作しながらの自転車の乗車が目立ちました。次に、飲酒・喫煙が14件で、ほとんどが喫煙で指導したものとなります。

また、その他としましては、粗暴行為、遊技場の時間外の出入り等がございました。

7月から12月に関しましては、時間をずらした夜間パトロールも行っております。また、祭礼や学校行事等に合わせた見回りも行いながら、引き続き街頭指導・補導を行っていきたくと思っております。

続きまして、6ページ、教育支援教室（まほろば教室）の通室者の状況でございます、7月末時点におきまして、まほろば教室に通っているお子さんは19名でございます。うち小学生が3名、中学生が16名となっております。児童・生徒は、まほろば教室に通いながら自分のペースに合った形で、学習に取り組み、教室への復帰を目指しているところでございます。また、まほろば教室では、デイキャンプ、見学などの校外学習、調理実習などの体験学習、また卒業生をお呼びした卒業生の話を聞く会等、さまざまな人と触れ合う経験を通して、幅広く学び、子ども一人ひとりが自信をつけておるところでございます。夏休み中も、まほろば教室で学習会を行っておりまして、子どもたちは積極的に参加しているところでございます。

以上でございます。

○柿本 教育長 では続きまして、大下教育総務課長。

○大下 教育総務課長 7、8ページ、教育委員会が受け付けた市立小中学校に関する苦情でございます。

件数としましては、4月から7月分で、16件ございました。

指導室案件が15件で、青少年相談室案件が1件で、全体として、小学校が9件、中学校が7件です。半数が教員に関するものでございました。

以上でございます。

○柿本 教育長 最後に、土佐野学校教育課長。

○土佐野 学校教育 9ページから11ページまで、通学路の安全対策に係る要望とその対応状況についてご報告します。

課長 7月に文ヶ岡小学校、渋谷小学校、草柳小学校、林間小学校から、通学路の安全対策として、横断歩道や道路標示に関しての要望が挙げられました。関係各課に、要望を伝えてありますので、対応の結果については、またご報告したいと思います。

以上です。

○柿本 教育長 ここまでを通しまして、何かございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

私から質問させていただきます。

1 ページ目、いじめの認知件数について、件数が増えたのは教員の意識も変わってきたということですが、未解決が1件、小学校でございます。この状況を教えていただけますか。

○藤井 指導室長 これは5年生の保護者からの相談なのですがけれども、それ以前の3年生のころ、4年生のころから引きずっているような問題もございます。新しくなった担任との関係の中でも、上手に解決に至っていない状況があります。来週、保護者と学校と担任と会いながら、指導室の職員も入って、話をしていくという機会を持つ予定でございます。

できるだけこの夏休み中に解決の糸口が何か見られて、よい方向に進んでいけばと思っております。

○柿本 教育長 継続的にお願いいたします。

○鈴木 委員 1 ページのネット上の誹謗中傷等ということなのですが、学校では携帯電話やスマートフォンは、持参してはいけないということなので、それを把握するというのは難しいのではないのでしょうか。携帯など以外にもインターネットの内容を、学校はどうやって把握できるのでしょうか。

○柿本 教育長 どのように把握していくかということですね。

○藤井 指導室長 おっしゃるとおりで、学校へ携帯電話、スマートフォンの持ち込みというのは原則禁止になっております。教員がそれを検査してということは当然できませんので、そうすると、本人や保護者、またはLINEなどでつながっている友人から、大人を通して教員にそういう情報が挙がってくるかということだと思います。

些細なことでも、いじめであるとか嫌がらせによって苦しむ子どもが出てくるのだということをしかりと子どもたちに伝えた上で、いち早くそういう情報が教員に挙がってくるよう働きかけていくしかないと思っております。そのためにも、いじめに関するリーフレットや、子ども向けのチラシなども、平成29年度中に配布していこうと考えております。

○柿本 教育長 よろしいでしょうか。
続きまして、平成28年度放課後寺子屋やまと事業及び授業力支援の実施状況について。藤井指導室長。

○藤井 指導室長 放課後寺子屋やまとは、平成26年から開催して、平成28年度は19校全てにコーディネーターがついて実施できたということで、非常に定着をしてきたところでございます。週3日の開催ですけれども、非常に多くの子どもたちが参加するようになってきております。初めは5人ぐらいしか来なかったのですが、今では30人、40人来るのはあたり前で、多いときには70人ぐらい来るといような学校もございます。

また、この後の報告にもございますが、「夏休み寺子屋」も開催しております。そちらについても平成29年度は延べ人数で、2万2,000人を超える参加がありまして、非常に有効に活用できていると思います。先ほどありましたけれども、こういう事業が子どもの学力に結びついて、結果として出てくるようにできるとよいと思っております。

平成28年度授業力支援の実施状況は、放課後寺子屋やまのコーディネーターが経験の浅い教員の授業を参観していく中で、指導力向上に向けた指導助言をしていくというものです。小学校19校で行っており、トータルの回数は、平成27年度は1,655回、平成28年度が2,930回です。若手の教員、経験の浅い教員にとっては、自分の授業がどのような形で子どもたちに浸透しているかということのを反省する機会としては、非常にいい機会と捉えており、それぞれの学校の校長からもありがたがられている事業ではございます。この回数というのも、限界に近いぐらいの回数だと思いますけれども、来年度以降も引き続き継続してまいりたいと思っております。

○柿本 教育長 先ほど話が出ましたので、平成29年度夏休み寺子屋やまの児童参加状況についての報告もした後、あわせて質問をいただきたいと思っております。
藤井指導室長。

○藤井 指導室長 夏休み寺子屋やまにつきましては、延べ申込者数は2万4,824人でした。どこの寺子屋も夏休み中に20回の開催を予定しております。そうしますと、1回の参加人数が60人から、多い学校で100人というところがございます。その中で、どうしても100人を超えてくると、全員を見ていくのがなかなか難しい状況ですので、若干調整させていただいたことがございます。その結果、延べ参加者数が2万2,669人です。平成28年度は台風で中止となった日がありましたけれども、平成29年度は天候も恵まれていまして、順調に、トラブルも少なく、ほぼない状況の中で進んでおります。

唯一、課題としていえば、大和東小学校は、かなり急な坂を、抜け道として車がスピードを出して通っていくというものです。行き帰りの交通安全というところは指導主事も行つて旗を振ったりしているのですが、坂の上のほうで場所を借りて実施するというやり方など、課題として検討していきたいと思つています。

学習支援の方、ボランティアの方も参加していただいて、子どもたちもよくやっております。

以上です。

○柿本 寺子屋事業につきまして何かございますか。
教育長

○石川 夏休み寺子屋やまるとに、文ヶ岡小学校で参加させていただいたのですが、子どもたちも朝からしっかりやってきました、2ブロックで入替えてやりますけれども、文ヶ岡小学校は大体3クラス分ぐらいの子どもたちが1回に来るわけです。そのため、ボランティアの方を含めて大人もかなりの人数がいます。子どもたちは本当によくやっています。事業としては非常によい事業かなというようには思うのですが、もともと人数が少ない文ヶ岡小学校でもあれだけの人数が来るといふことは、もっと大きな学校になると希望が全部は通らないお子さんの中にはいるのではないかと思います。そういったところは、課題かなというようには思つています。もしかしたら、後半の開催になると人数が少なくなるのかもわかりませんが、こういう事業が子どもの学習習慣とか、そういうことに結びついてくれば、非常によいかなと思つています。期待しているのですが、成果がどこかで上がってくれるといいかなというようには思つています。

○柿本 平成28年度の夏休みの寺子屋ですが、欠席のお子さんに対する連絡確認が非常に大変であったということが報告されていましたが、そういったことについて今年は何か聞いていますか。
教育長

○藤井 平成28年度に大変でしたのは、天候が不順だったための連絡と、外国籍のお子さんたちの希望も結構多かったのですが、来ないときの連絡をとるのに少し難しいところがありました。平成29度は、天候もよし、みんなよく出席してくれているので、その辺での課題というのは、あまり聞いていません。しかし、後半での同様の連絡というのは、まだわかりません。

○柿本 わかりました。
教育長 よろしいですか。

続いて、第31回大和市学校給食展の開催結果について。

齋藤保健給食課長。

○齋 藤
保健給食
課 長

平成29年度につきましては、食育や健康という観点からも開催の目的を広げさせていただきまして、例年、11月の平日で行っている日程を、夏休みの入り口の7月22日、23日の土日で実施いたしました。会場もシリウスを使わせていただきまして、フロアの一部ですけれども、4フロアにわたって実施させていただいたものでございます。

(3) 来場者数でございます。各会場延べ人数で合計2,548名の方にお越しいただいております。参考までに、平成28年度はお隣のショッピングモールで11月中旬の平日に3日間開催し、1,300人で行いました。

(4) 実施結果については、アンケートを中心に、特に申し上げることといたしましては、まず来場者の年齢構成でございます。20代から40代までの方が約50%、10代とそれ以下の年齢層の方が30%近くを占める結果となりました。平成28年度は2%でございますので、学校での周知や休日に行ったということ、また、シリウスで開催したことといった効果も出ているものと考えております。アンケートにつきましては、おおむね好意的なご回答をいただいておりますけれども、シリウスで開催したということは特に好評であったということでございます。平成30年度も同じようにシリウスで開催していきたいと考えております。

今後の課題でございます。今回、シリウスの各会場の特性によりまして、展示、講座、食材体験といったことを実施しましたけれども、平成30年度におきましては、よりそれぞれの特性を生かした上で、給食にとどまらず食や健康への理解が深まるような会場の使用方法を検討していくこと、また、日程や会場によりまして、児童・生徒を含めた10代以下の参加者が増加しましたので、ご家族連れも含めまして、さらにより多くの子どもたちに来ていただきまして、子どもたち自身にも食と健康について意識してもらえるように、また、興味を持ってもらえるように、内容や広報についても検討していきたいと考えております。

最後でございますけれども、今回「親子料理教室」も同時開催しております。こちらにつきましては、食育という観点から最もダイレクトに子どもたちや保護者に訴えられるイベントでございます。好評でございましたので、今後は、より充実させた上で、別日程で開催していくことも検討しております。

当日配布しましたパンフレットにつきましては、例年は白黒でございましたけれども、平成29年度は表紙やレシピの写真等をカラーで印刷するようにしました。よろしければ後ほどご覧いただければと思います。

報告は以上でございます。

- 石川委員 見に行ったのですけれども、多くのお子さんやお母様方も一緒に出られて、とても楽しいイベントだったのではないかなと思います。
- 私は参加しなかったのですけれども、上の階では食材体験とか、体験的なこともやっていたようで、前日に栄養士の方たちが、夜遅くまで一生懸命準備されていました。きっとよい体験ができたのではないかなというように思います。
- 柿本教育長 ありがとうございます。
- 平成29年度はヤマトンも来てくれたそうです。来年も来てくれるかなと思います。
- 続きまして、つる舞の里歴史資料館企画展に伴う臨時休館について。
樋田文化振興課長。
- 樋田文化振興課長 企画展の時期になりました。平成29年10月24日から12月10日を会期としたいと考えております。
- これに伴いまして、つる舞の里の臨時休館日として、10月16日から23日、そして撤去の関係で12月11日から18日までを閉館とさせていただきます。
- 平成28年度は「鉄道と駅とわたしたちの100年」ということで企画展示させていただきましたが、平成29年度のテーマですけれども、鳥を考えています。今年度は、干支が鳥ということでございまして、一つの鳥だけではなくて、さまざまな鳥をモチーフした、文化を感じるような企画展にしたいと考えております。また、PRも力を入れて、やりたいと思いますので、よろしく願いいたします。
- 青蔭委員 大和市の市鳥は、オナガですが、大和市に生存している、あるいは飛来する鳥に特化するのですか。それとも、鳥という一般的な概念でしょうか。どういったターゲットで行うものでしょうか。
- 樋田文化振興課長 特化はいたしません。
- 青蔭委員 では、日本に飛来する鳥なんですか。それとも世界の鳥ですか。
- 樋田文化振興課長 まだそこまで考えておりませんが、世界までいければなどは思っております。まだそこまで詳細には決まっておきませんので、何か意見がございましたらいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。
- 柿本教育長 よろしいでしょうか。
- では、平成28年度こども読書力向上プラン実施計画の進捗状況評価に

ついて、前嶋図書・学び交流課長。

○前嶋
図書・学び
交流課長

こども読書力向上プランにつきましては、平成24年度から平成28年度まで5カ年を計画期間として実施していきまして、平成29年度からは過去にご審議いただきました「こども読書力わくわくプラン」という形で計画しているところでございます。

3ページ以降に、平成28年度の評価結果の一覧表を記載しております。1、2ページでご説明させていただきます。

先ほどもお話しさせていただきましたが、今回はこども読書力向上プランの計画期間、平成24年度から平成28年度までの最終年度にあたりますことから、総括という視点により評価させていただいたところでございます。

評価結果につきましては、評価結果、評価シート、3ページ以降のシートをもとに、実施計画の取り組みについて、進捗状況を一覧表にまとめておりますので、後ほどご覧いただければと思います。また、取り組みに対しましては、子ども読書活動推進会議による評価と意見を記載しているところでございます。

表は「進捗」「評価」の各AからDの表記の内容についてでございますが、3ページ以降の一覧表のA、B、C、Dの評価につきましては、Aは年次計画で掲げた計画を大幅に上回って進捗したものの、Bは計画どおり、Cは計画に達しなかった、Dは着手、実施ができなかったというような形で表記をしているところでございます。

次の「評価」欄については「進捗」及び計画期間全体の取り組み状況をとしは勘案もいたしまして、総括という形で、各取り組みに対しまして、子ども読書活動推進会議において諮らせていただきまして、そこで決定された総合評価についての結果を表しているところでございます。

「評価」という形の概念の中では、A評価といたしましては、施策目標の達成に向けて大きく進展した。B評価については順調に進展した。C評価につきましては、見直すべき点もあった。D評価については大幅な見直しが必要であったというような、A、B、C、Dの4つの評価という形にさせていただいたところでございます。

その次でございますが、評価結果の概要でございます。実施計画全体で、46の取り組みがございます。基本方針は、大きく3つに分かれております。全体的な評価といたしまして、評価Aといたしまして12取り組み、評価Bといたしまして31取り組み、評価Cが3取り組み、評価Dは該当がございませんでした。

各基本方針ごとの内訳でございます。基本方針1「こどもの身近に本が

ある環境をつくります」には15の取り組みがございますが、A評価が3取り組み、B評価が11取り組み、C評価が1取り組みとなっているところでございます。

基本方針2「こどもと本の出会いをつくります」には18の取り組みがございますが、A評価が7取り組み、B評価が14取り組み、C評価は該当がございませんでした。

2ページ、基本方針3「こどもの読書活動をみんなですすめます」には、10の取り組みがございますが、A評価が2取り組み、B評価が6取り組み、C評価が2取り組みという形になっております。

さらにこの中で、各取り組みの中で、家読の推進関連の7取り組みを重点項目とさせていただいたところでございます。このうちA評価の取り組みが2取り組みでございますが、「こどもの年齢に応じたブックリストの配布」、「読書フォーラムの開催」をA評価とさせていただきました。

B評価といたしましては、「家読の理解促進」、「ブックスタートの実施」、「家庭での読書についての講座の実施」、「(仮称)赤ちゃんタイムの実施」とさせていただいたところでございます。

C評価としましては、1つの取り組みでございますが「地域で推進する組織づくり」は、残念ながら達成できなかったということの評価でございます。

先ほどの点検評価並びにその前の図書館条例の改正についてもご審議いただいております。図書館も3館体制になっていくところでございます。また、先ほどの点検評価の中でも学校図書館の取り組みが非常に充実してきた高い評価もいただいているところでございます。図書館行政とあわせて、あとそれ以外のこのような家庭での読書などの推進も含めて、連携しながら、今後、次の計画でございます平成29年度から始まりました「こども読書わくわくプラン」の計画を積極的に推進してまいりたいと考えているところでございます。

報告は以上でございます。

○石川委員　この評価でもって、平成28年度までが終わるということで、新しい「わくわくプラン」が出てきたときに、ぜひこの目標値などをしっかりと考えていただいて、評価できるようにしていくことがすごく大事だと思うのです。

教育委員会の点検評価でも、指標がまずかったよねというものが幾つかありますので、せつかく新たなものが出てくるのですから、この辺のところを十分精査していただいて、計画を立てていただければと思います。

○前 嶋 その点については、我々も感じているところでございます。時代の流れ
 図書・学び をもう少し読まないといけないところもあるかとは思いますが、また、図書
 交流課長 学習、全般的にも言える話と思いますが、そういうところを見ながら、適
 切な指標を考えていきたいと思えます。また、必要に応じて、計画中にお
 いても、お諮りしていきながら、一部変更など柔軟な対応もとらせてい
 ただければなど考えているところでございます。

○柿 本 ほかによろしいでしょうか。
 教育長 事務局より何かございますか。
 委員の皆様から何かございますか。
 特にないようでしたら、9月の会議の日程をお知らせいたします。
 9月定例会は、9月28日木曜日午前10時からを予定しております。

◎閉会

○柿 本 以上で本日の日程を全て終了いたしました。
 教育長 これにて、教育委員会8月定例会を閉会いたします。

閉会 午後2時34分